

令和7年度概算要求の概要（老健局）の参考資料

I 令和7年度概算要求の主要事項（一般会計）

1. 介護保険制度による介護サービスの確保等

- 介護保険制度による介護サービスの確保・・・・・・・・・・ 2
- 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置・・・・・・・・・・ 4

2. 地域包括ケアシステムの推進

【地域支援事業の推進と市町村支援】

- 地域支援事業の推進・・・・・・・・・・ 6
- 地域づくり加速化事業・・・・・・・・・・ 8

【保険者機能の強化、介護予防の取組】

- 保険者機能強化推進交付金等による保険者インセンティブの推進・・ 9
- 保険者による自立支援、重度化防止、介護予防の横展開・・・・・・・・ 11

【生涯現役社会の実現に向けた環境の整備等】

- 在宅福祉事業費補助金・・・・・・・・・・ 13
- 高齢者福祉推進事業費補助金（全国健康福祉祭（ねんりんピック））・・ 14
- 高齢者生きがい活動促進事業・・・・・・・・・・ 15

【在宅医療・介護連携の推進】

【高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進】

【その他】

3. 介護分野におけるDX・科学的介護の推進、生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上等

【介護分野におけるDX・科学的介護の推進】

- 介護関連データ利活用に係る基盤構築事業（市町村分）・・・・・・・・ 19
- 介護DX関係工程管理支援・・・・・・・・・・ 20
- 介護保険資格確認等WEBサービス・・・・・・・・・・ 21
- 科学的介護情報システム（LIFE）の運用等・・・・・・・・・・ 22
- 科学的介護に向けた質の向上支援等事業・・・・・・・・・・ 23
- 介護サービス情報公表システム整備等事業・・・・・・・・・・ 24
- ※ その他システム・・・・・・・・・・ 27

【生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上等】

- 介護テクノロジー開発等加速化事業・・・・・・・・・・ 36
- 介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金）・・・・ 37
- 介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金）・・・・ 38
- ケアプランデータ連携システム構築事業・・・・・・・・・・ 39
- 介護事業所における生産性向上推進事業・・・・・・・・・・ 40
- 電子申請届出サブシステムに係る伴走支援事業・・・・・・・・・・ 41

4. 認知症施策の総合的な推進

- 【市町村における取組の推進】・・・・・・・・・・ 43
- 【都道府県等による広域的な取組の推進】・・・・・・・・・・ 46
- 【国による普及啓発】・・・・・・・・・・ 51
- 【認知症の予防等】・・・・・・・・・・ 53
- 【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】・・・・・・・・・・ 54

5. 介護人材の確保、介護サービス提供体制の整備、防災・減災対策の推進

【介護人材の確保】

- 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）・・・・・・・・ 59
- ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業・・・・・・・・・・ 62
- 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業・・・・・・・・・・ 63

【介護サービス提供体制の整備】

- 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）・・・・・・・・ 64

【防災・減災対策の推進】

- 介護施設等における防災・減災対策の推進・・・・・・・・・・ 65

6. その他

- 老人保健健康増進等事業・・・・・・・・・・ 66
- 高齢者虐待への対応・・・・・・・・・・ 67
- 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業・・・・・・・・・・ 68
- 自然災害等発生時の対応力強化推進事業・・・・・・・・・・ 69
- JRAT体制整備事業（JRAT事務局）・・・・・・・・・・ 70

II 令和7年度概算要求の主要事項（復興特別会計）

- 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置・・・・・・・・・・ 71
- 医療・介護保険料等の収納対策等支援・・・・・・・・・・ 75
- 被災地における介護サービス提供体制の確保・・・・・・・・・・ 76
- 介護等のサポート拠点に対する支援等
（被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援）・・・・・・・・ 77

介護給付費負担金

令和7年度概算要求額 2兆4,304億円（2兆4,269億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、保険者に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の負担を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

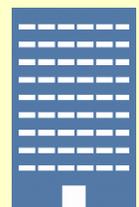
保険者に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

負担割合：右図の通り

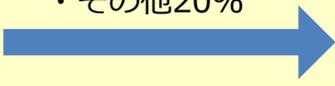
事業実績：交付先1,571保険者（令和5年度）

【事業スキーム】



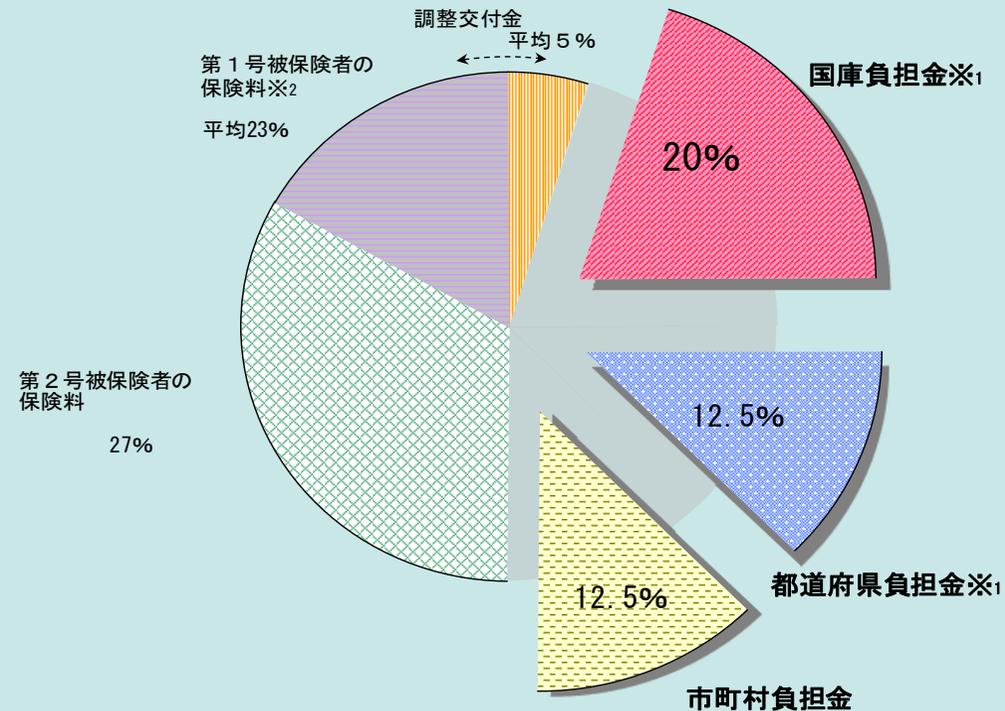
厚生労働省

(負担)
・施設等給付費15%
・その他20%



保険者

【事業イメージ】



※1 施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費）は国15%、都道府県17.5%

※2 低所得者の第一号保険料軽減措置分を除く

介護給付費財政調整交付金

令和7年度概算要求額 6,598億円（6,588億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者（市町村）間における介護保険の財政調整を行うもの。

2 事業スキーム

【事業の概要】

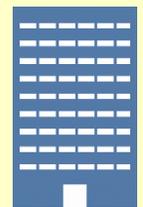
介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者（市町村）間における介護保険の財政調整を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

負担割合：右図の通り

事業実績：交付先1,571保険者（令和5年度）

【事業スキーム】



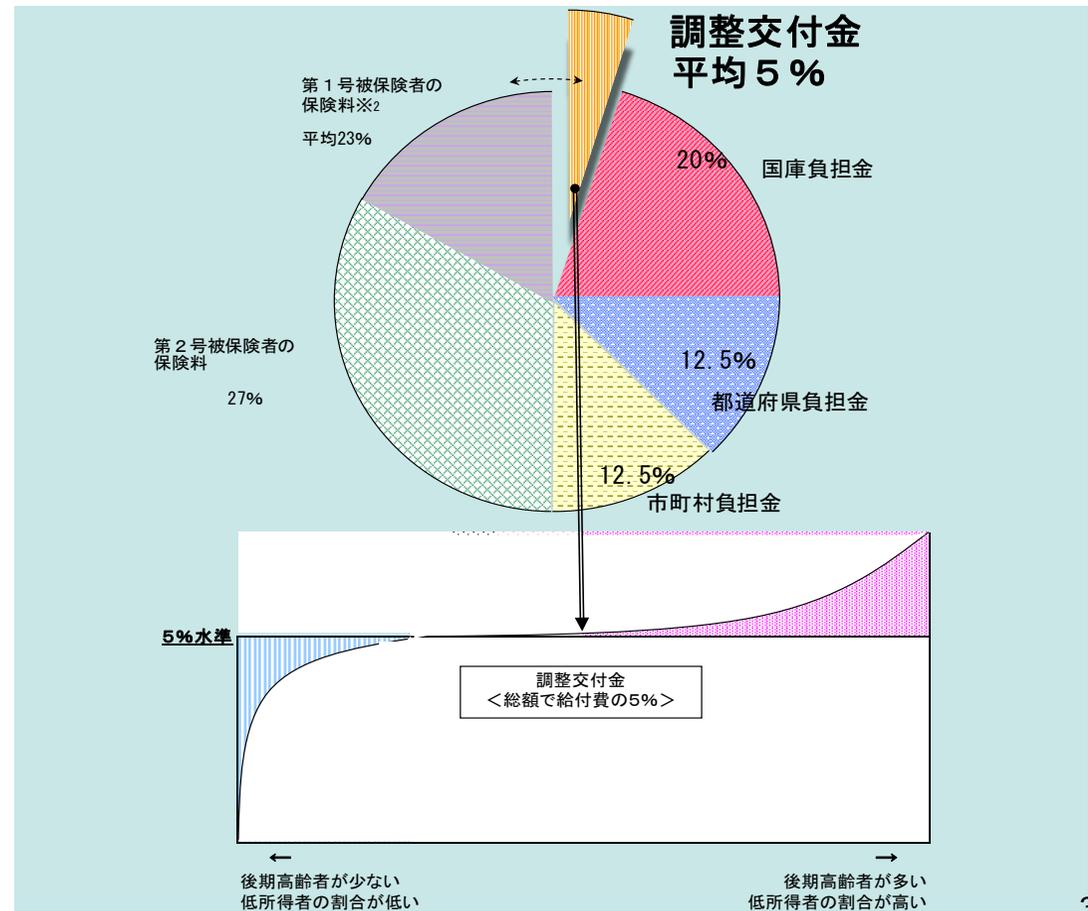
厚生労働省

(交付)

・介護給付及び予防給付に
要する費用の5%



保険者



介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

令和7年度概算要求額 595億円（595億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、保険者に対し、低所得者の第1号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰り入れ事業に対する負担を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

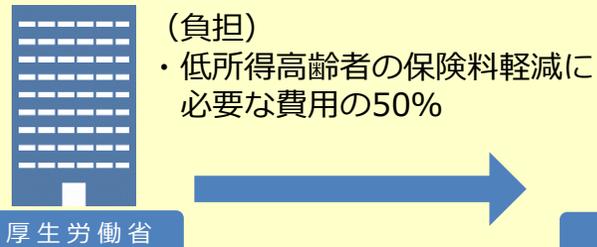
介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を実施

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

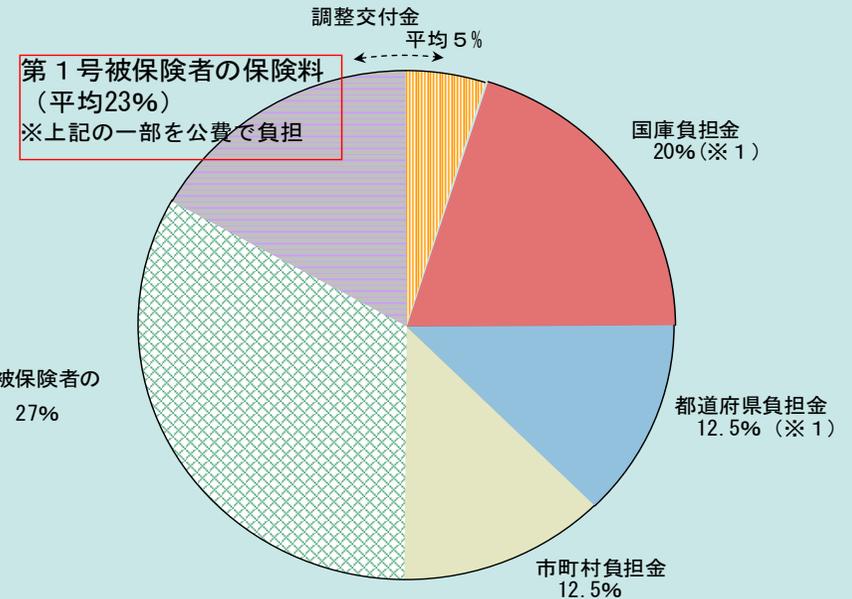
負担割合：国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4

事業実績：交付先1,571保険者（令和5年度）

【事業スキーム】



【事業イメージ】



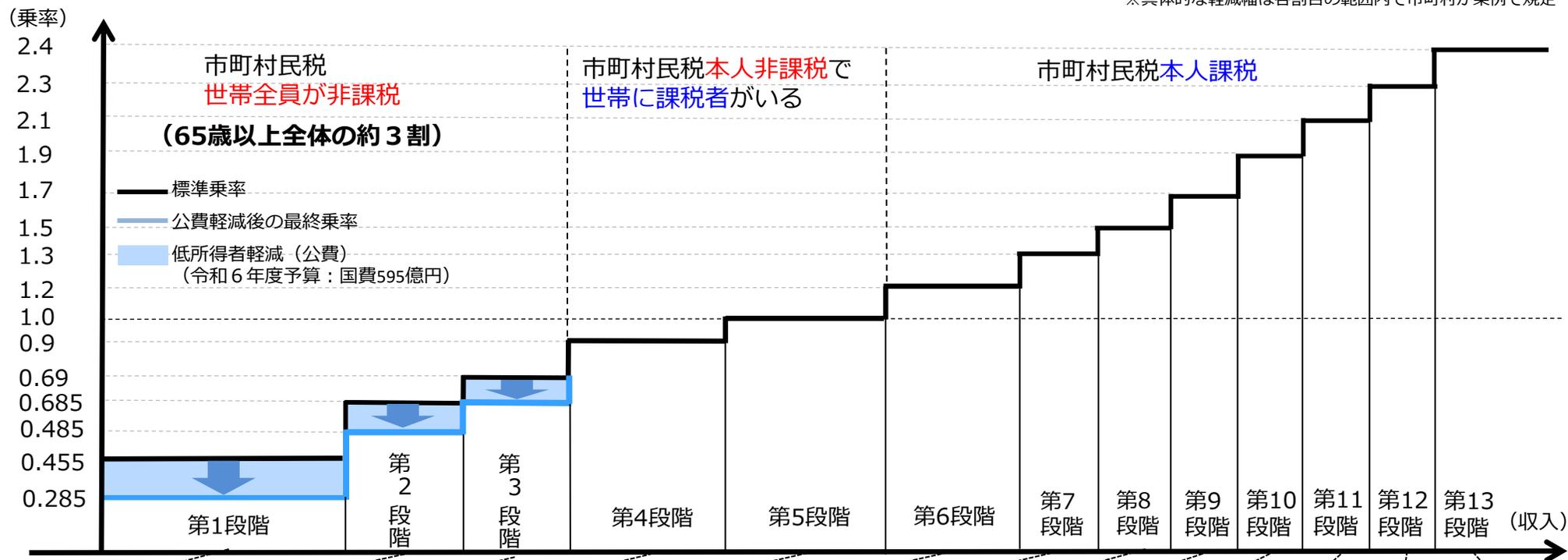
※1 施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費）は国15%、都道府県17.5%

介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

令和7年度概算要求額
1,190億円（公費）、うち国費595億円

- 介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を実施。
- 市町村民税非課税世帯全体を対象として実施。（公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

※具体的な軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定



| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|---|---|---|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 | <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下 | <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上 |
|--|--|--|---|--|--|---|---|---|---|---|---|--|

令和7年度概算要求額 1,804億円（1,804億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

| | ① | ② |
|-------|-------|--------|
| 国 | 25% | 38.5% |
| 都道府県 | 12.5% | 19.25% |
| 市町村 | 12.5% | 19.25% |
| 1号保険料 | 23% | 23% |
| 2号保険料 | 27% | - |

3 実施主体・事業内容等

実施主体 市町村

事業内容 高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

令和7年度概算要求額 1,804億円の内数(地域支援事業(包括的支援事業(社会保障充実分))の内数)

1 事業の目的

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者(ダブルケアラー)やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、**戸別訪問や相談対応等を通じ、複雑・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充**を行う。
※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、多機関協働事業等で同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

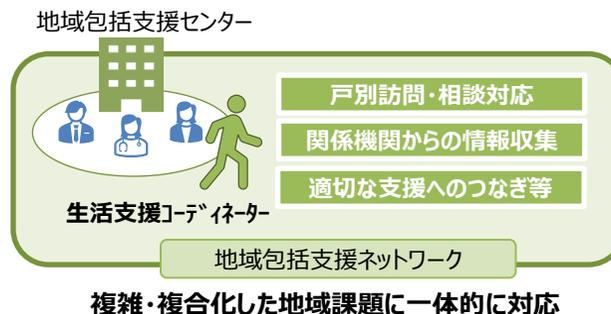
- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和6年法律第43号)が令和6年6月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、**地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充**を行う。

※このほか、包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。
※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定(関係機関に委託することも可とする)
- 想定される対象業務は次のとおり。
 - 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑・複合化した課題を抱える世帯を対象とした戸別訪問や相談対応
 - 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
 - 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】

① 8,000千円
(地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円)

② 300千円

1 事業の目的

令和7年度概算要求額 78百万円 (89百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

- これまで団塊世代(1947~1949年生)が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
 - 令和4年12月の介護保険部会意見書で、「総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」との意見を受け、令和5年度に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、第9期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめたところ。
 - 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされたところ。
 - こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた取組を推進していく。
- そのため、令和7年度においても、引き続き、以下の取組を行う。
- ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、地域レベルでの取組を一層促進していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実^に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築及び発展(全国シンポジウムの開催含む)を図る。

2 事業の概要・スキーム

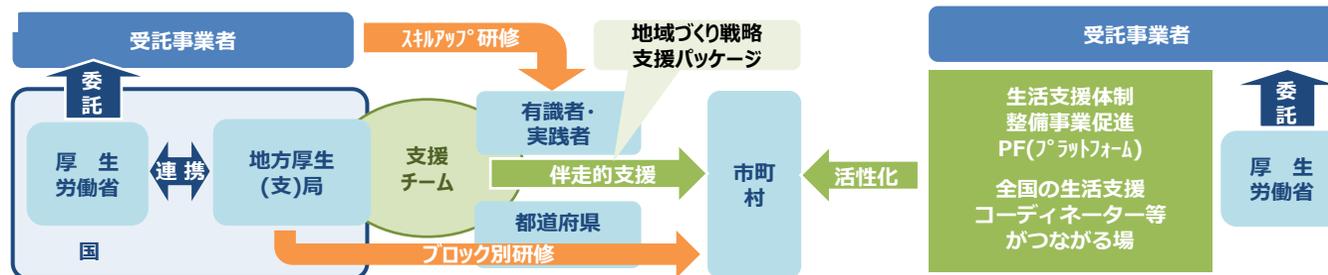
1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① **地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)**
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施
- ② **自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)**
- ③ **地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実**

(注)市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム(PF)を構築・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- ・国から民間事業者へ委託



【補助率】

- ・国10/10

【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」

(令和5年12月22日閣議決定) 8

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和7年度概算要求額 (一般財源) 113 億円 (100億円)
(消費税財源) 200 億円 (200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減など、制度の効率化・重点化を図るための見直しを行ったところであり、令和6年度以降これらを踏まえつつ、引き続き保険者機能強化の推進を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】

都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

（保険者機能強化推進交付金）

- 澁事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
② 介護給付の適正化の取組状況
③ 介護人材確保の取組状況

（介護保険保険者努力支援交付金）

- ① 介護予防日常生活支援の取組状況
② 認知症総合支援の取組状況
③ 在宅医療介護連携の取組状況

【交付金の活用方法】

<都道府県分>

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<市町村分>

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要なる事業を充実。

【補助率・単価】

定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

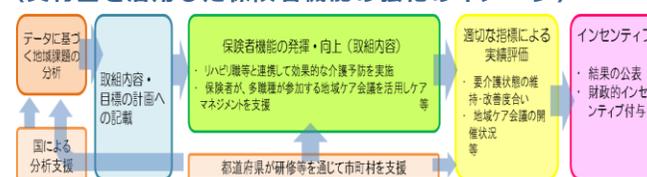
【負担割合】

国10/10

【事業実績】

交付先47都道府県及び1,571保険者（令和5年度）

＜交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ＞



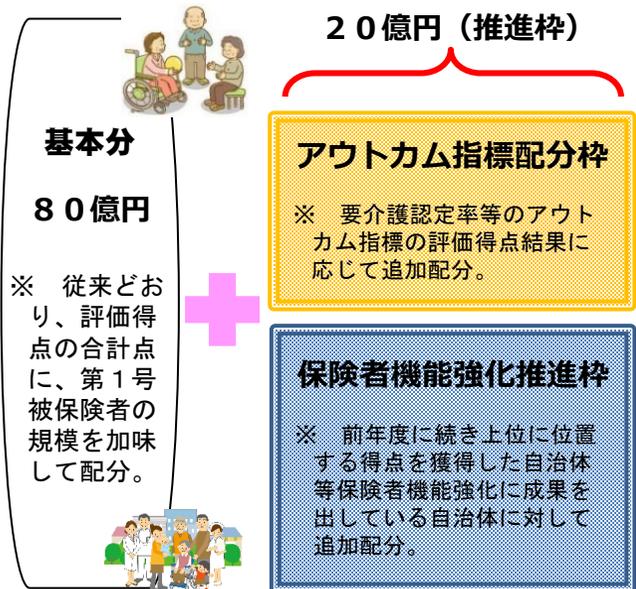
令和7年度概算要求額 113億円（100億円） ※（）内は前年度当初予算 ※うち推進枠分は33億円

1 事業の目的

- 保険者機能強化推進交付金については、令和5年度において、令和4年度秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の重点化・縮減等の見直しを実施した。
- 令和6年度においては、交付金の配分に当たって、保険者機能強化に取り組む自治体に対するインセンティブを一層強化し、メリハリの効いた交付金配分を行う観点から、**要介護認定率の改善等アウトカムの状況が上位に位置する自治体**や、**評価得点が複数年にわたり上位に位置する自治体**など、一定の要件に該当する自治体に対し、追加的な配分を行う枠組みを取り入れたところであり、令和7年度においては、この**アウトカム指標等に着眼した配分の拡充**を行う(①)。
- 併せて、今般、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備や取組の充実に既に一定程度取り組んでいる保険者を対象として、さらなる健康寿命の延伸に向け、**地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標及び評価指標を設定した上で、当該成果を達成するために成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組み**を構築する(②)。

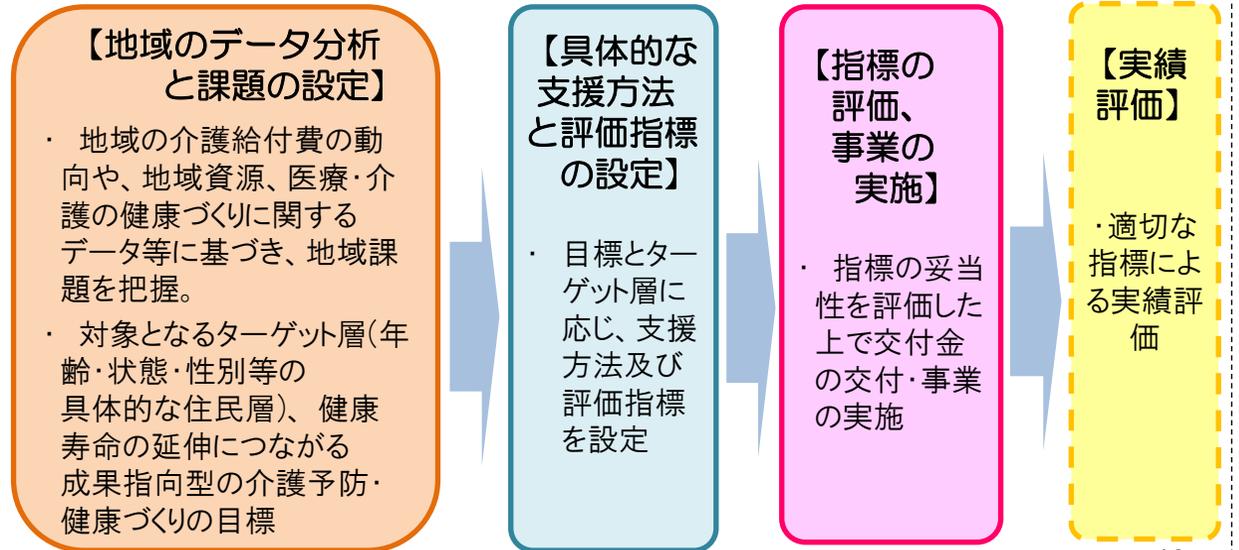
2 見直しの内容

① アウトカム指標等に着眼した配分の拡充



② 成果指向型の保険者機能強化に向けた支援

13億円（推進枠）



令和7年度概算要求額 53百万円（46百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域の実情に応じた介護予防の取組を進めていくためには、機能回復訓練など「高齢者本人へのアプローチ（短期集中予防サービスC等）」とともに、地域づくりなど高齢者本人を取り巻く「環境へのアプローチ（通いの場等）」も含めたバランスのとれたアプローチを行うことが重要となる。
- 本事業では、介護予防の推進を図るため、自治体の課題解決や取組の推進に資する伴走支援や、PDCAサイクルに沿った通いの場・サービスCの展開に資する研修会等を行う（①）。また、通いの場をはじめとする介護予防の取組を推進するため、本人や支援者向けの普及啓発を強化する（②）。
- さらに、令和7年度では第10期介護保険事業（支援）計画の策定等を見据え、一般介護予防事業等の更なる推進に向けた方策等について有識者等による検討を行う（③）。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

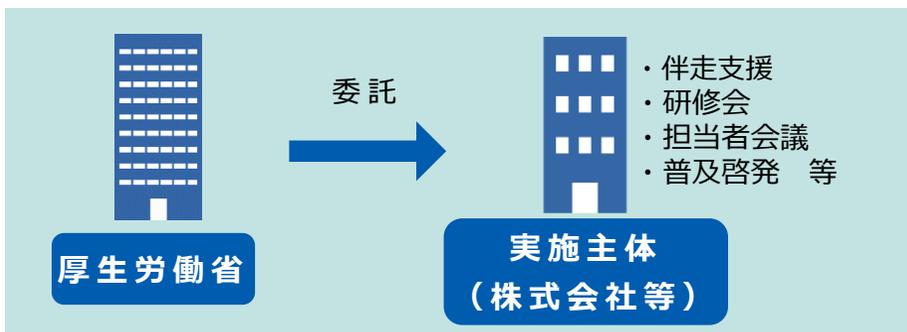
成果目標

市町村が地域の実情にあわせて介護予防の推進・充実を図ることを目標とする。

所要額

要介護認定調査委託費：53百万円

事業スキーム



事業イメージ

介護予防を推進するための都道府県・市町村支援、高齢者やその支援者に向けた広報等の普及啓発、一般介護予防事業等の推進方策等の検討を進める。

①介護予防の推進のための 都道府県・市町村支援

- 自治体における課題解決や取組の推進に資する伴走支援
- PDCAサイクルに沿った取組の推進等に関する研修会の開催（テーマ：通いの場、サービスC）
- 先進的な自治体への現地視察研修の実施
- 都道府県による市町村支援の方策等を共有し効果的な介護予防の推進を図る都道府県担当者会議の開催

②高齢者やその支援者向け 普及啓発

- 介護予防普及啓発イベントの開催
- ホームページ等による情報発信
 - 介護予防の取組事例や、自治体が作成した体操動画、リーフレット等の横展開
 - HPアクセス解析、保守運用等

③一般介護予防事業等の 推進方策等の検討

- 有識者等から構成する委員会を設置し、一般介護予防事業等の推進方策を検討

令和7年度概算要求額 8百万円 (8百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化が進展する中で、各市町村においては高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態の軽減や悪化の防止に係る体制を整備することが重要であり、国が保険者機能強化のための都道府県が行う市町村支援のための中央研修を行う。
- 保険者がこうした取組を進めるに当たっては、医療・介護関係者はもとより地域住民や地域の多様な主体との連携が重要となるが、こうした取組の下支えとなる生活支援体制整備事業の一層の促進が求められる一方で、現状、現場では様々な課題を感じている。
- このため、平成29年度から実施している「保険者機能強化中央研修」について、令和6年度以降は、都道府県が、市町村や生活支援コーディネーター (SC) に対する支援を通じた保険者機能強化のための支援を行うことに重点化する。

2 事業創設の背景

- 生活支援体制整備事業について、保険者・SCが感じている主な課題は以下のとおり。

| | |
|-----|--|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備の方針を策定することが難しい。 ・整備の方針を、SCをはじめとした関係者と共有できていない。 ・SCに対して、活動目的や内容を明示できていない。 ・SCの活動に係る先進事例等の情報が提供できていない。 ・整備状況やSCの活動に対する評価を行うことができていない。 |
| SC | <ul style="list-style-type: none"> ・活動の成果は何か、活動がどう評価されているのかわからない。 ・他のSC等との横のつながりがなく、活動に孤独を感じる。 ・体制整備のために、何から取り組めばいいのかわからない。 ・介護予防や生活支援に資する地域活動を創出したり、その担い手を探したり養成したりすることが難しい。 |

- 地域包括ケアシステムの基盤となる生活支援体制整備事業の充実に向け、都道府県がその内容を理解し、適切な役割を担うとともに、保険者やSCが感じる課題解決に向けた支援を行うことが期待される。

3 事業内容等

事業内容

都道府県が地域包括ケアシステムの深化・推進のための生活支援体制整備事業をはじめとする関係施策の意義・目的を理解するとともに、管内の保険者やSCとの意識の共有のもとでの共創を推進するため、都道府県・管内保険者・SCの3者に対する合同研修を実施する。

研修プログラム (イメージ)

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に関する都道府県・保険者の役割
- 生活支援体制整備事業の意義・目的
- 生活支援体制整備事業を活用した地域づくりの推進

| | |
|--------|---|
| 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた保険者支援の手法 ・管内の生活支援体制整備の推進に資する都道府県の役割 ・保険者・SCに対する具体的な支援手法 <p>(例) 市町村が整備に向けた課題に気づくことができるよう、必要な視点を提供する/市町村の実情や思いを理解し、良さや強みを引き出す/市町村の行動・変化に共感し、後押しする</p> |
| 市町村・SC | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた基本的な考え方 ・各地域において、生活支援体制を整備すべき理由とその意義 ・上記体制を整備するにあたり、SCが果たすべき役割 ・SCが地域で活動する際のプロセスや実際の活動事例 ・体制整備の一環として行う協議体の構築方法と具体例 ・体制整備の効果測定やこれを踏まえた事業費算定の方法 ・他の市町村・SCとの横のつながりづくり |

参考：地域における介護予防・生活支援体制整備 市町村・SC・協議体が一体となって体制整備を推進

市町村

協議体

SC

地域において介護予防・生活支援に資する活動等を実施している団体等の参画を想定。

(例) NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ等

都道府県による広域的な調整・支援

在宅福祉事業費補助金

令和7年度概算要求額 23億円 (23億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化等に伴い、多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を構築していくことが必要であり、高齢者がスポーツ・児童育成・地域文化伝承・仲間づくり等々の個人の価値観に応じた様々な分野で活動し、生きがいを育み、かつ健康を維持していくことが極めて重要である。
- このような状況を踏まえ、全国各地に約8万クラブある老人クラブの高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を支援する。
- 大規模災害発生直後に被災した高齢者等を個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 単位老人クラブ
 - ・ 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動等の各種活動に対する助成
- 市町村老人クラブ連合会
 - ・ 市町村老人クラブが行う老人クラブの活動促進に資する各種取組や若手高齢者の組織化等を強力に推進していくための各種事業等に対する助成
- 都道府県・指定都市老人クラブ連合会
 - ・ 都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組や都道府県全域において、地域の支え合いや若手高齢者の活動支援を推進していくための各種事業に対する助成。
- 被災高齢者等把握等事業
 - ・ 被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。
 - ア 在宅高齢者等への戸別訪問による現状把握の実施
 - イ 関係支援機関へのつなぎの実施
 - ウ 専門的な生活支援等の助言の実施
 - エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため必要と認められた事業

3 実施主体等

【実施主体】
都道府県、指定都市、中核市

【補助率】
国1/2、1/3、10/10

【補助実績】
交付額22億円（令和5年度）

【参考】老人福祉法
第十三条
2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

令和7年度概算要求額 1.0億円（1.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 長寿社会を健やかで明るいものとするため、国民一人ひとりが積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることを目的として開催する全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催経費の一部を補助する。

2 事業の概要・スキーム

- 参加者
 - ・ 主に60歳以上の者（世代間交流等にも積極的に配慮）
- 実施内容
 - ・ 総合開会式・総合閉会式
 - ・ 健康関連イベント（スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ大会）
 - ・ 福祉・生きがい関連イベント（文化交流大会、美術展等）
 - ・ 健康、福祉・生きがい共通イベント（健康福祉機器展等）
 - ・ オリジナルイベント（スタンプラリー等）
 - ・ 協賛イベント（健康セミナー等）
- 今後の開催予定
 - 令和6年度 鳥取県
 - 令和7年度 岐阜県
 - 令和8年度 埼玉県・さいたま市
 - 令和10年度 東京都

※令和9年度については、通常とは異なる開催方法での実施を検討中。

3 実施主体等

- 【主催者】
 - 厚生労働省、開催都道府県、（一財）長寿社会開発センター



- 【直近大会の開催実績】
 - 平成29年度 秋田大会
 - 平成30年度 富山大会
 - 令和元年度 和歌山県
 - 令和2、3年度 岐阜県で開催予定だったがコロナの影響で中止
 - 令和4年度 神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市
 - 令和5年度 愛媛県

※ 厚生省創立50周年に当たる昭和63（1988）年から開催している。



令和7年度概算要求額 21百万円 (30百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中、生涯現役社会の実現に向け、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち、積極的な社会への参加を促進するための環境を整備することが重要。
このため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携に取り組むなど、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

以下の取組の立ち上げ支援（初度設備等の補助）を行う。

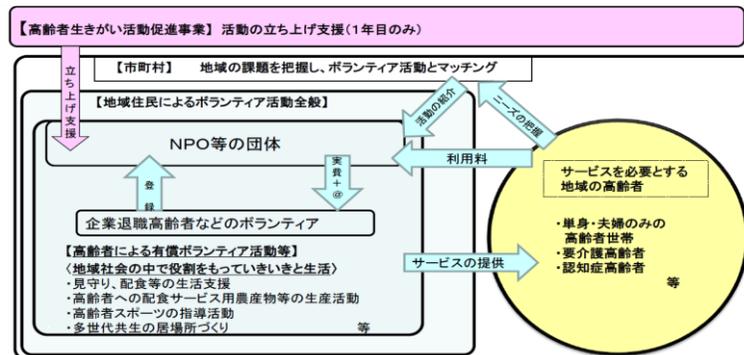
①農福連携推進事業（令和2年度創設）

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場づくりの提供に資する活動

②高齢者等が行う地域の支え合い活動

（事業例）

- ・単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の有償ボランティア活動
- ・地域共生社会の推進に向け、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動 など



3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】 定額 (国10/10)

【補助対象数】

1 市区町村あたり原則 1 団体

【補助上限額】

①の取組200万円、②の取組100万円

地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けた市区町村において、その課題解決に資する取組に対して補助を行うものである場合は、補助対象数を別途 1 市区町村あたり 1 団体追加する。

※中山間地域等の農山漁村において、地域資源やデジタル技術を活用した取組を行う場合の優先採択枠を設ける。

【補助実績】 13自治体 (令和5年度)

令和7年度概算要求額 35百万円（20百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度には、厚生労働省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

2. 事業実施に向けた伴走支援

3. 全国展開に向けた取組

1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定

ニーズが高い大都市部を中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出
 ＊居住支援協議会未設置（R6年3月末現在）
 ・指定都市：7市
 ・中核市：49市

②地方ブロックごとに、集合形式の研修会を開催

＊高齢者の住まい確保に関する現状と課題
 ＊活用可能な最新の制度・施策説明
 ＊取組のポイントの解説
 ＊グループワーク



③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。

→ 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

○ 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

- ・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
- ・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスをを行う。

○ 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討（10自治体程度の想定）

- ・実態把握
 大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等
- ・庁内外の関係者調整、ネットワーク構築
 庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
- ・住まい支援の具体的な事業化を検討
 住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等



地域支援事業交付金等

支援

○事業の実施

- ・地域における住まい支援体制の構築
- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

令和7年度概算要求額：12百万円（12百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

2 事業の概要

都道府県が行う事業

- サービス確保対策検討委員会の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度について周知
離島等地域の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

市区町村が行う事業

- 事業推進会議の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知
サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。
- 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施
サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業（タブレット等のICT機器の導入や電動自転車等の購入支援）を実施。

離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業

- 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施
高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。
 - 介護人材の確保
介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業
 - 意見交換の場の提供
介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業
 - サービス提供体制の確保
離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

3 実施主体等

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市
国1/2、都道府県等1/2
 - ・ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合
国3/4、都道府県等1/4
- 市区町村
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
 - ・ 離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合
国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することも可能。

【事業実績】

- 実施箇所数：15自治体（令和4年度）

介護関連データ利活用に係る基盤構築事業（市町村分）

令和7年度概算要求額 0.7億円（1.5億円）

1 事業の目的

- 介護予防から要介護認定、介護給付に至るまでの情報を一体的に利活用するためのデータ基盤の整備・活用に要する経費を補助することにより、もって、保険者等に対して適切な介護保険事業の実施を促進する。

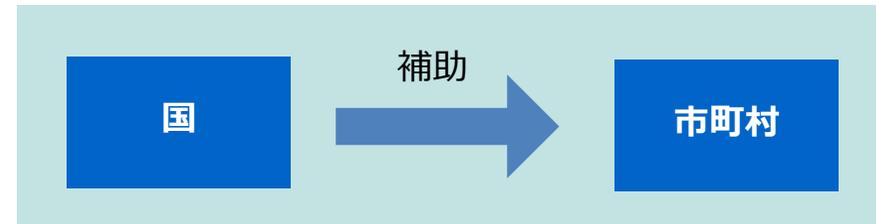
2 事業の概要

- 市町村介護保険事務システムについて、令和3年度から新たに市町村が収集する基本チェックリスト情報、主治医意見書情報、認定調査票情報のほか医療保険の個人単位医療被保険者番号情報等を、国保連合会の介護保険審査支払等システムに送付することができるよう、入出力にかかる所要の改修を行う。

3 実施主体等

- 補助先 市町村
（特別区、広域連合・一部事務組合の保険者を含む）
- 補助率 1 / 2

○事業スキーム



介護DX関係工程管理支援

令和7年度概算要求額 2.1億円（0億円） ※（）内は前年度当初予算額。なお令和5年度補正予算に2.4億円を計上。

※デジタル庁計上

1 事業の目的

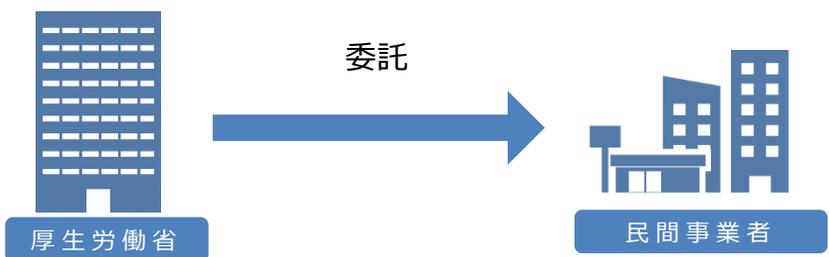
- 介護情報連携基盤を構築することで、関係者が介護情報を電子的に共有でき、事務効率化・介護サービスの質の向上につながる。
- 介護被保険者証について、デジタルで手続きを完結させることで、行政の効率化、利用者の利便性向上につながる。

2 事業の概要・スキーム

- （概要）
- 介護DX関係事業は、実施主体が支払基金、国保中央会、国（厚生労働省、デジタル庁）と3者にまたがるとともに、その遂行に当たっては、介護保険行政全般のみならず、医療保険関係、マイナンバー関係システム等に関する深い知見や、複数プロジェクトを並行して進行するためのマネジメントが求められる。
 - こうしたプロジェクトを早急かつ確実に遂行するために、保険証利用も含めた介護DX関係のプロジェクト全体の工程管理調整を外部委託して実施することとする（令和5年度中に行う業務要件定義を踏まえ、令和6年度から令和7年度にかけて介護情報基盤等の設計・開発作業に入っていき、介護保険資格確認等Webサービスの先行実証も含めた介護DX全体について、関係者調整支援を含めた全体工程管理支援を受けるもの。）。

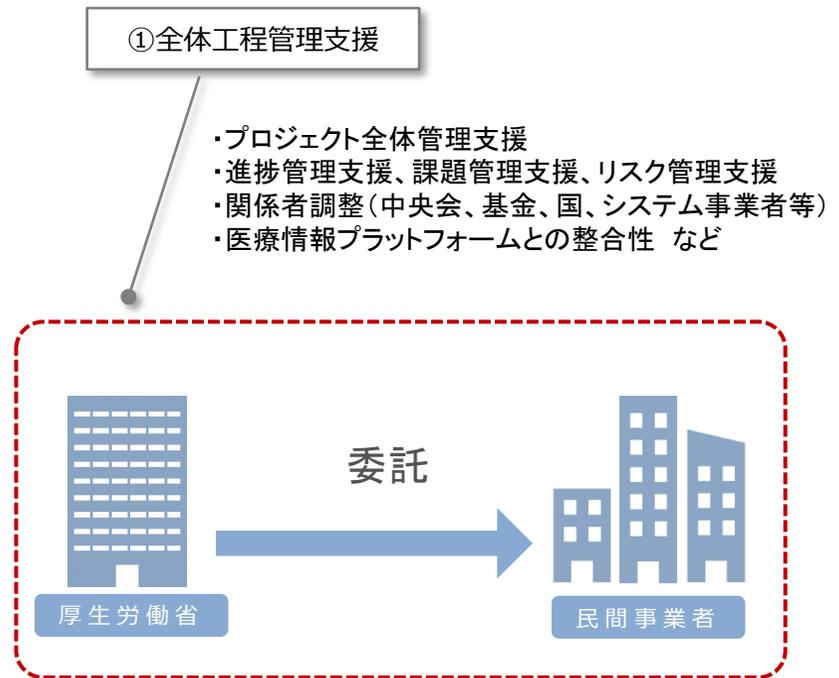
（補助率等）補助率・単価：10/10 負担割合：国10/10

（事業スキーム）



3 実施主体等

実施主体：民間事業者（委託事業）



令和7年度概算要求額 1.2億円（0億円） ※（）内は前年度当初予算額 なお令和5年度補正予算に2.0億円を計上。

※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 介護情報連携基盤を構築することで、関係者が介護情報を電子的に共有でき、事務効率化・介護サービスの質の向上につながる。
- 介護被保険者証について、デジタルで手続きを完結させることで、行政の効率化、利用者の利便性向上につながる。

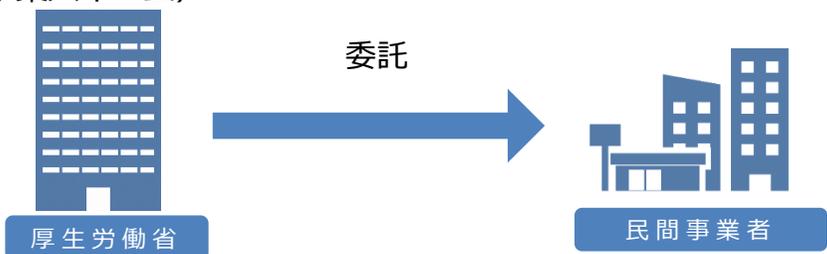
2 事業の概要・スキーム

（概要）

- 介護保険証については、市町村と被保険者等の中で紙のやりとりがなされており、電子化することで、紙の削減、自治体の業務効率化が期待される。
 - このため、介護保険資格確認等WEBサービスを構築し、「マイナポータルAPI」を搭載することで、介護事業所において、マイナンバーカードを使って被保険者情報を閲覧できるようにする。
 - その際、介護事業所の利便性を高めるために、WEBサービス上で介護事業所が利用する入口を集約する。
- ※ 介護保険証の電子化により、介護事業所の利便性向上や、紙の削減による自治体事務の効率化等の実現が見込まれる。

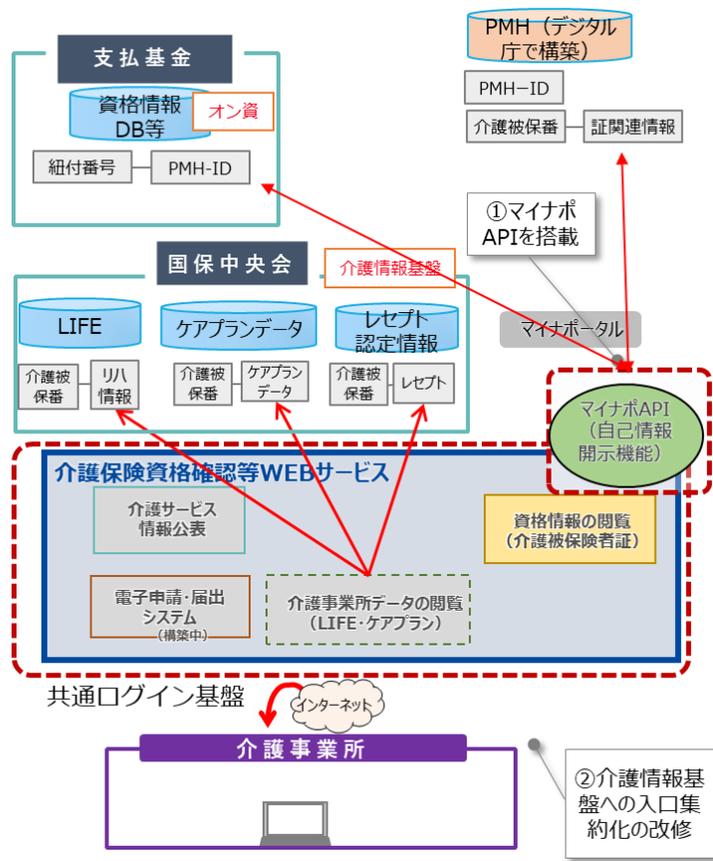
（補助率等） 補助率・単価：10/10 負担割合：国10/10

（事業スキーム）



3 実施主体等

実施主体：民間事業者（委託事業）



令和7年度概算要求額 5.5億円（4.7億円） ※（）内は前年度当初予算額（国庫債務負担行為（令和6年度～8年度））※令和5年度補正予算額 86百万円 ※デジタル庁計上

※顕名LIFEの工程管理は、新規国庫債務負担行為（令和7年度～9年度）

1 事業の目的

- 介護サービスの質向上に向けて、令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）を活用したPDCAサイクルを推進するため、取得したデータの分析結果等について、介護事業所に提供を行っている。
- LIFEシステムは令和7年度後半より、介護情報基盤の運用開始に伴って顕名データを収集し利活用するLIFEシステム（顕名LIFE）に変更になる予定。これを踏まえ、本事業では、既存の匿名データを収集するLIFEシステム（匿名LIFE）の運用・保守及び顕名LIFEの工程管理を実施する事業として位置づける。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業の概要

- ・匿名LIFEについて令和7年度においても引き続き運用・保守を行う。
- ・令和7年度後半より運用を開始する、国保中央会所管の顕名LIFEへの移行に向けた改修やデータ移行を行う。
- ・【拡充】顕名LIFEの開発に係る要件定義、関係者調整等の工程管理を行う。

○ 所要額

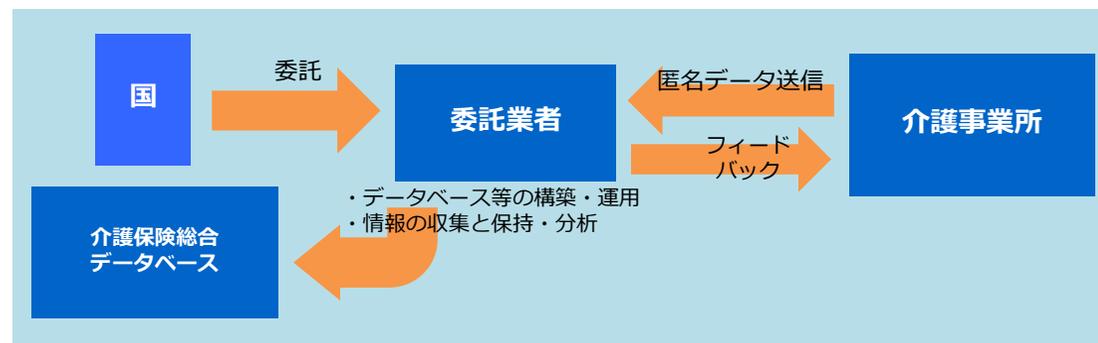
（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費

（目）情報通信技術調達等適正

・効率化推進委託費：553,081千円

○ 実施主体：株式会社等

○ 事業スキーム



| 主な改修事項 | | | |
|--------|-----------------|-------------------------|---------------------|
| 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| | 【定常業務】 運用・保守 | | |
| | | 【改修業務】 顕名LIFEへのデータ移行 | |
| | | | 【改修業務】顕名LIFEに係る工程管理 |

令和7年度概算要求額 **91**百万円（**41**百万円） ※（）内は前年度当初予算額
 ※令和5年度補正予算額 50百万円

1 事業の目的

- 本事業は、科学的介護情報システム（LIFE）の理解のための手引き、説明資材の作成を行う委託事業と、市町村や介護事業所、研究者向けの利活用を目的とした研修を行う補助事業の2つからなる。
- 介護現場でのPDCAサイクルを推進するため、科学的介護情報システム（LIFE）の情報を利活用している好事例を収集。
- LIFE等の利活用に知見を有する市町村・事業所職員を養成して全国展開するため、手引き・研修資料等を策定する。
- また、令和5年度に拠点として整備した国立長寿医療研究センターにて、LIFE等に関わる人材育成、研究及び普及啓発等を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業の概要

科学的介護推進のため、介護事業所・自治体におけるLIFE理解促進、及び研究者によるLIFEデータ利活用のため、以下（1）（2）の事業を実施。

（1）国（委託事業）

- ① **フィードバックの活用等も含めた手引きの整備**
 - ・ 事業所向け手引き
 - ・ 自治体向け手引き
- ② **動画資材や利用者への説明資材の作成**

（2）国立長寿医療研究センター（補助事業）【拡充】

- ① **LIFEデータ分析、指標およびフィードバック検討・提案**
 最新の学術的知見を収集、レビュー及び分析を行う。介護の質改善や利用者本人の自立支援につながるフィードバック様式等を検討する。
- ② **LIFE利活用の普及と支援**
 市町村、介護事業所・介護施設に対し、科学的介護のさらなる推進に向けた研修会、研究者等に対し、科学的介護に資するエビデンス創出に向けた研究会を行う。
- ③ **LIFEの普及啓発**
 LIFEに関する情報や研修会等の情報を発信するためのWEBサイトの管理・運営。

○ 事業スキーム



【拡充】令和7年度要求では、研究者向けの利活用を目的とした研修を行う補助事業は、令和5年度にLIFE拠点として整備した国立長寿医療研究センターで実施することとしており、今年度は補正予算で確保したが、令和7年度は当初予算として要求

- 所要額 91,080千円
 - （項）介護保険制度運営推進費
 - （目）職員旅費：3,548千円 委員等旅費：756千円
 要介護認定調査委託費：36,691千円
 介護保険事業費補助金：50,085千円
- 実施主体：株式会社、国立長寿医療研究センター

令和7年度概算要求額 4.1億円 (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

4年国債2年目 令和7年度歳出化額2.5億円【R7-9年度：総額8.3億】

1 事業の目的

- 介護保険法第115条の35に基づく介護サービスの情報公表制度の円滑な実施のため、国において「介護サービス情報公表システム」を構築しており、また、本システムの基盤を活用し、介護事業者の負担軽減のためのオンライン申請・生活支援サービスの公表、災害時の被災情報の把握など多様なサブシステムを構築し、その運用保守を実施している。
- 令和7年度は、以下の要求を行う。
 - ・ 介護サービス情報公表システムの運用・保守業務
 - ・ 令和5年度補正予算にて構築した「介護事業財務諸表DBシステム」によるデータ分析等のための改修
 - ・ 電子申請届出サブシステムの機能改修
 - ・ 災害時情報共有システムの機能改修

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要等】

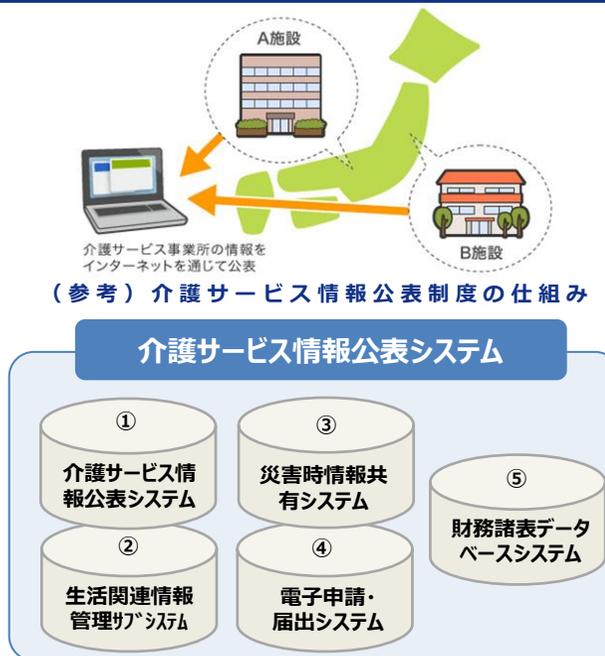
1. 介護サービス情報公表システム運用・保守等

(国庫債務負担行為) (令和7年度歳出化額2.5億円)

- 介護保険法に基づく介護サービス情報公表制度を円滑に実施するためのシステムの運用・保守

2. 介護サービス情報公表システムの改修等 (計1.6億円)

- 介護事業財務諸表DBシステムにおけるデータ分析等業務
- 電子申請届出サブシステムの機能追加等の改修
- 災害時情報共有システムの機能改修等
- その他介護サービス情報公表システム全般に係る所要の改修等
 - ・ システムのバージョンアップ等



3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託



【補助率】

- 国10/10

電子申請届出システム（介護サービス情報公表システム整備等事業）

令和7年度概算要求額 21百万円（-百万円）※（）内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額：1.0億円

1 事業の目的

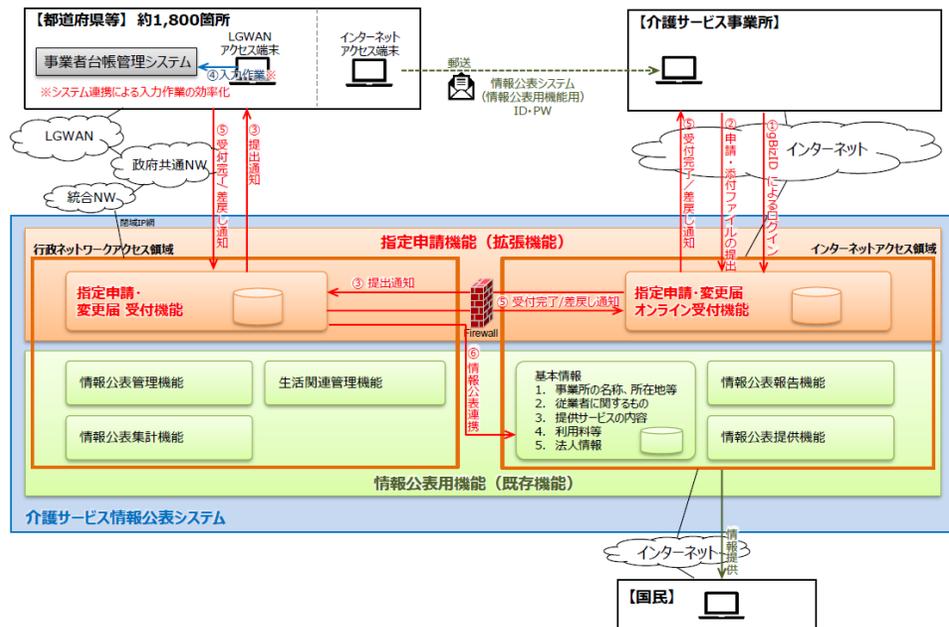
- 介護現場の文書負担軽減を加速化するため、介護保険サービスの指定申請事務のオンライン化をさらに推進し、業務の負担軽減や効率化を図るとともに、早急に対面を伴わない行政手続きを実現する。

※指定申請について本システムの利用原則化を、介護保険法施行規則で規定（R5年3月改正） 令和7年度まで移行措置

2 事業の概要・スキーム

- 令和7年度は、令和6年度介護報酬改定への対応、先行運用時に発生した課題への対応等に必要な予算を要求する。

介護サービス情報公表システムを活用した事業所の負担軽減のイメージ



【主な改修予定項目】

- R6報酬改定に伴い、追加となった指定介護予防支援の申請フォーム化
- 先行運用時に発生した課題に対応する改修
 - 自治体向け機能改修（申請情報の検索機能改善、検索結果CSV出力、受付後のステータス管理機能向上）
 - 事業所向け機能改修（自法人・自事業所の申請情報の検索機能改善、検索結果CSV出力）

令和7年度概算要求額 33百万円 (一百万円) ※()内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額: 53百万円

1 事業の目的

- 災害時情報共有システムを構築し、災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への適切な支援につなげることを目的とする。(令和3年9月から運用開始)

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【対象施設 入所施設、居住系サービス事業所等】

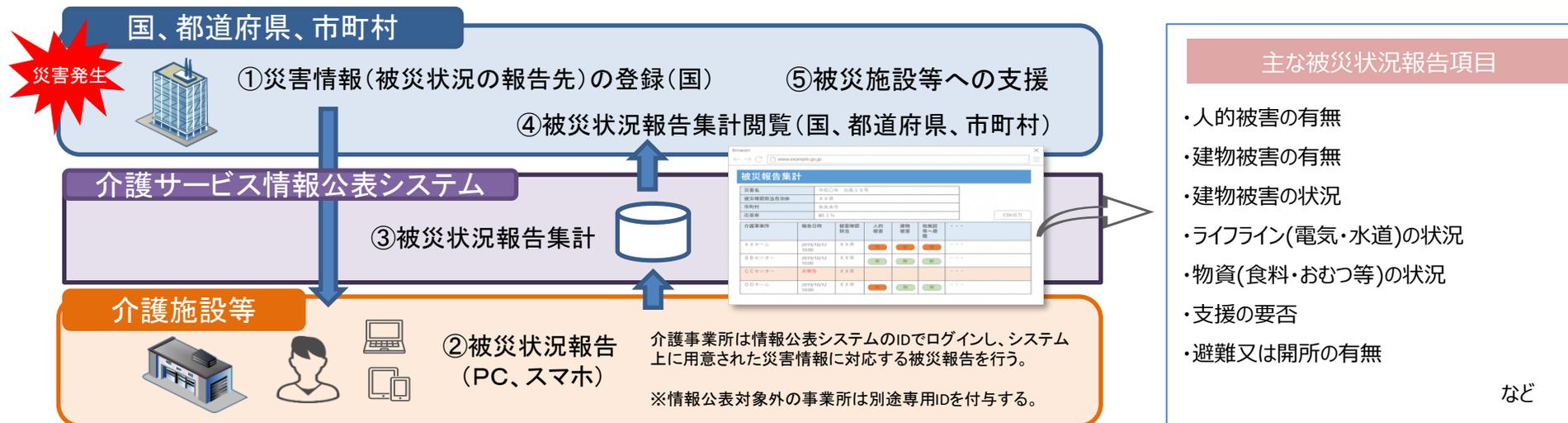
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム 等

【補助実施主体】

国(介護サービス情報公表システムの運用・保守の民間業者へ委託)

【拡充内容】

能登半島地震を踏まえ、対象施設・事業所における水、食料や感染症対策に係る物資の備蓄、非常用自家発電設備の設置状況等について、平時から定期的に報告させる様式を追加 等



令和7年度概算要求額 5.8億円（0億円）〔28億円〕

※（）内は前年度当初予算額 （）内は前々年度補正後予算額

※令和6年度当初予算を前倒し、令和5年度補正予算に28億円を計上

1 事業の目的

制度改正等に対応するため、都道府県システム、市町村等（保険者）システム及び国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修に必要な経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

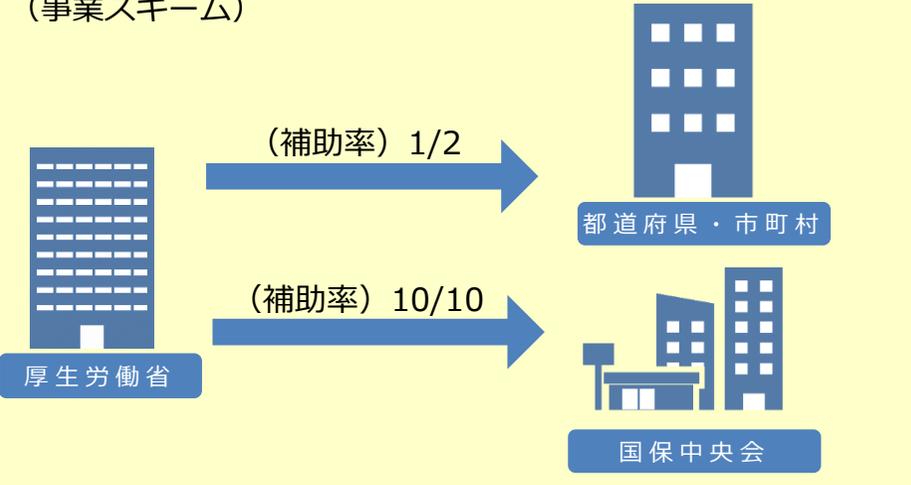
（概要）

制度改正等に対応するため、都道府県システム、市町村等（保険者）システム及び都道府県国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修を行う。

- ・介護報酬改定、制度改正 等

| | | |
|-------|------------|-------|
| （所要額） | 5.8億円 | |
| （内訳） | 都道府県分 | － |
| | 市町村等（保険者）分 | 2.6億円 |
| | 国保中央会分 | 3.2億円 |

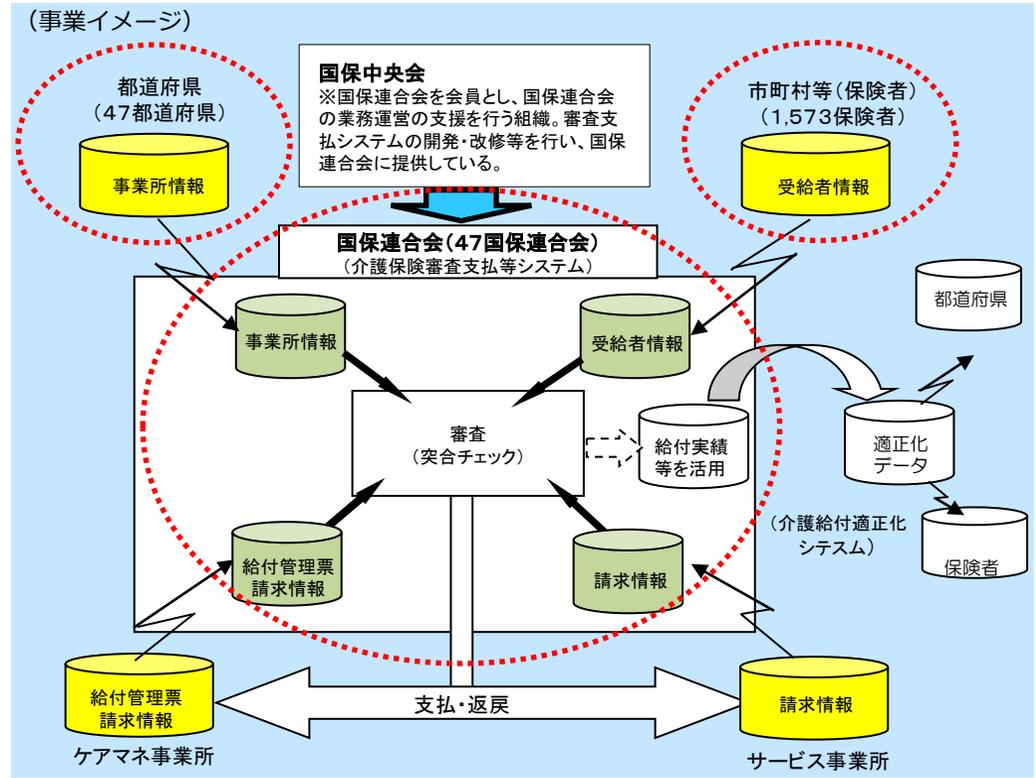
（事業スキーム）



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村・国保中央会
 補助率：都道府県・市町村（1/2）、国保中央会（10/10）
 事業実績：活動実績数1,667箇所

（事業イメージ）



令和7年度概算要求額 0.9億円（0億円） ※（）内は前年度当初予算額。なお令和5年度補正予算に0.9億円を計上。

1 事業の目的

介護保険の業務システムの標準化を行うために策定した標準仕様書第4.0版について、介護分野におけるDXの推進等に伴う標準仕様書の改版に要する費用を事業者に対し委託費として支払を行うもの。

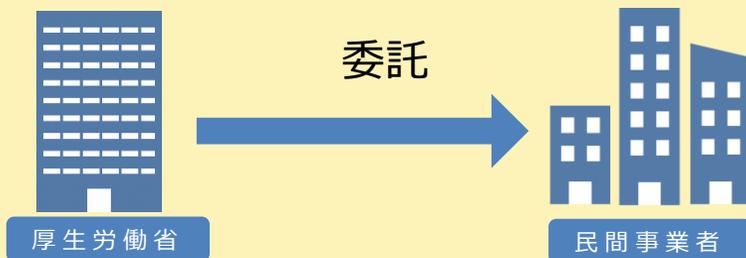
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の情報システム等の標準化に取り組んでおり、介護保険分野でも、介護保険システムに係る標準仕様書を作成している。この標準仕様書について、介護分野におけるDXの推進等に伴う標準仕様書の改版を行う必要があり、当該改版に要する費用について、民間事業者に対し委託費として支払を行う。

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 国 10/10

【事業内容】 市町村における介護保険システムの標準化に向け、令和6年8月に策定予定の標準仕様書4.0版について、介護DXの推進等に伴う標準仕様書の検証・改定等を行う。



(項) 介護保険制度運営推進費
(目) 要介護認定調査委託費

(積算内訳)

| | |
|------------------|----------|
| (1) 標準仕様書改定対応 | 43,500千円 |
| (2) 標準仕様書の保守運用対応 | 27,000千円 |
| (4) 全体管理 | 9,000千円 |
| (5) 消費税 | 7,950千円 |
| (6) 検討会謝金・旅費等 | 324千円 |

合計 87,774千円 28

令和7年度概算要求額 0.9億円（0.6億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 0.2億円
※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 介護保険制度の実施状況を把握するため、介護保険事業状況について、電子情報により全国の保険者から都道府県を経由して厚生労働省に報告させており、厚生労働省では、月報及び年報を介護保険事業状況報告システムを利用し集計を実施。
- 本システムの運用保守・システム改修の費用につき、運用保守・改修事業者に対し委託費として支払を行うもの。

2 事業の概要・実施主体等

◆事業の概要

介護保険事業状況報告システムについて、保険者より機能改善の要望があることから、運用保守に加え、制度改正に伴う様式変更及び機能改善のための改修を行う。

（令和7年度から令和9年度までの国庫債務負担）

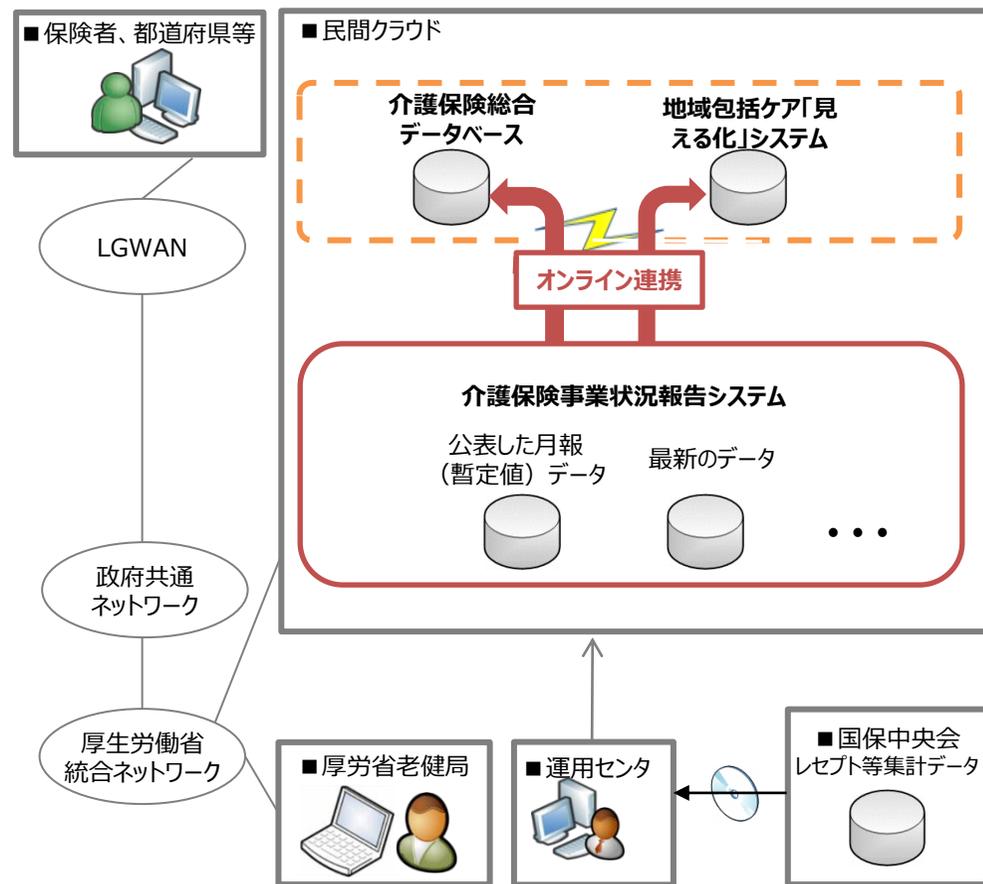
◆実施主体：委託業者

◆所要額

（千円）

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 運用保守 | 35,970 | 41,107 | 41,107 | 41,107 |
| 改修 | 41,558 | 48,675 | 55,891 | 47,707 |
| 合計 | 77,528 | 89,782 | 96,998 | 88,814 |

3 事業スキーム



介護保険事業者・介護支援専門員及び業務管理体制データ管理システム運用事業 (デジタル庁一括計上)

令和7年度概算要求額 9百万円 (9百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

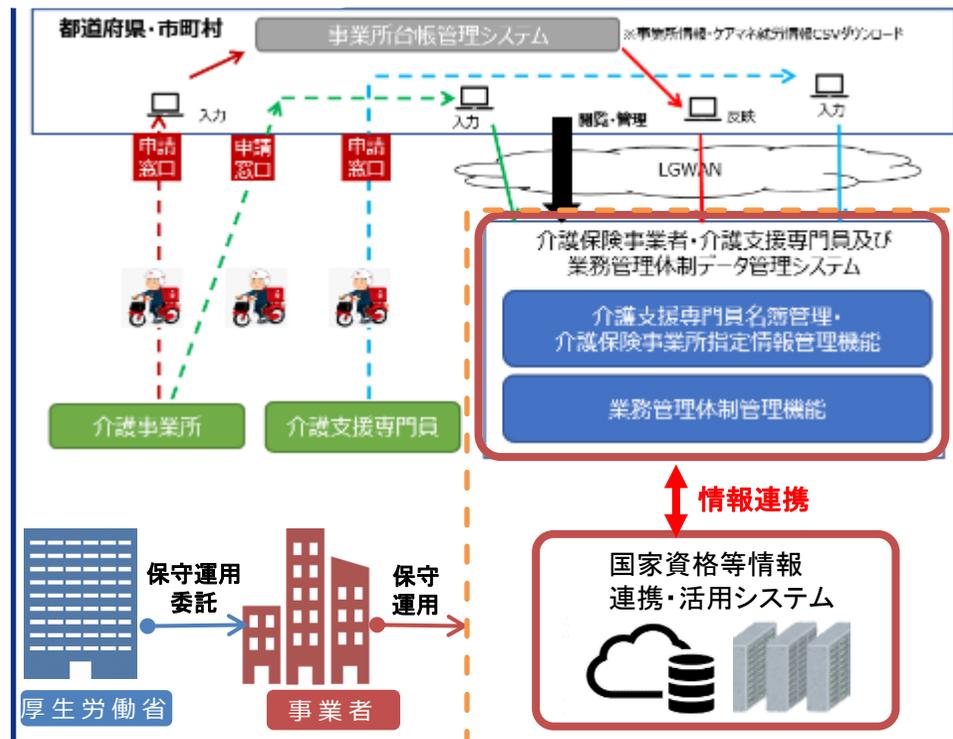
1 事業の目的

- 介護支援専門員の登録情報（氏名、登録番号等）及び介護保険事業者の指定取消情報（名称・代表者・役員情報等）を都道府県間で共有するシステムについて、安定的に運用・保守することにより、各都道府県における介護支援専門員登録事務及び介護保険指定等事務の円滑化を支援する。（介護保険事業者・介護支援専門員管理システム）
- 介護サービス事業者に義務付けられる業務管理体制の整備及び届出について、市区町村と都道府県において使用されるシステムを安定的に運用・保守することにより、行政機関における監督業務・事務の円滑化を支援する。（業務管理体制データ管理システム）

2 事業の概要・スキーム

- 国において中央ポータルサーバ及びアプリケーションの運用保守を行う他、各都道府県に対し技術的に支援（照会対応等）を行う。
- 委託の概要
 - ・プロジェクト管理（セキュリティ管理、課題管理、作業管理等）
 - ・運用・保守計画書及び運用・保守実施要領の作成支援
 - ・国家資格等情報連携・活用システムとの情報連携に伴う支援
 - ・システム運用
 - ・システム保守
 - ・運用・保守作業の改善提案
 - ・引継ぎ
 - ・成果物の作成・納品（運用保守計画書、ソースコード等）
- システムの利用（登録）状況（令和5年12月31日時点）
 - 介護支援専門員： 733,268名
 - 介護事業所数： 2,010,275事業所

3 実施主体等



業務管理体制の整備に関する届出システムの運用保守経費

(デジタル庁一括計上)

令和7年度概算要求額 26百万円 (30百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

| 年金・医療等に係る経費 | 義務的経費 | 裁量的経費(社保充) | 裁量的経費(左記以外) | 復興特会 |
|-------------|-------|------------|-------------|------|
| | | | ○ | |

1 事業の目的

《業務管理体制の整備に関する届出システム》

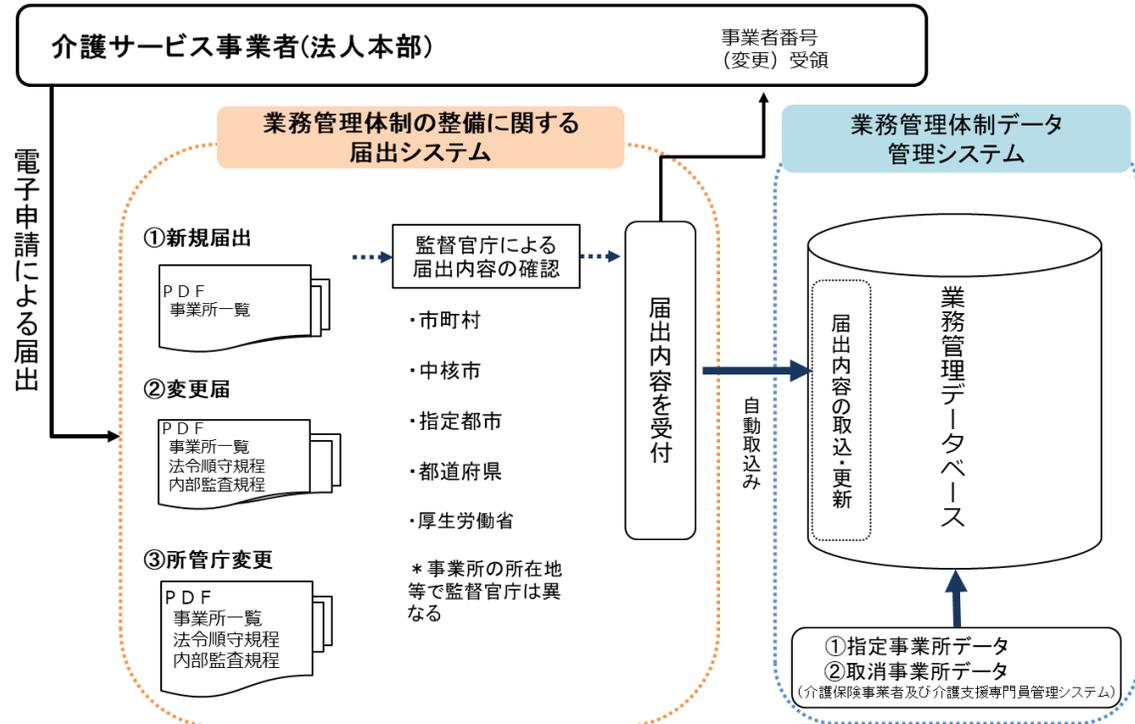
- 介護サービス事業者に義務付けられる業務管理体制の整備及び届出について、介護サービス事業者や市区町村・都道府県において使用される本システムを安定的に運用・保守を行うことにより、介護サービス事業者の事務の円滑化、行政機関における監督業務・事務の円滑化を支援する。(令和7年4月から令和8年3月までの期間における運用保守経費。)

2 事業の概要・スキーム

- 業務管理体制の整備に関する届出システムの円滑な稼働に必要な保守等を実施する。
 - ・ 介護サービス事業者の電子申請による届出
 - ・ 届出先の所管(監督官庁)が本システム上で事務手続き
 - ・ 業務管理体制データ管理システムへの届出内容の取込や更新
- 各監督官庁・介護サービス事業者に対し、技術的に支援(照会対応等)を行う。

実施主体

実施主体：委託業者(民間団体)
実施実績：公募により選定した一者が実施



拡
充

推
進
枠

介護保険総合データベースシステム管理運営・分析事業

令和7年度概算要求額 **4.3**億円（**1.8**億円）（新規国庫債務負担行為（令和7年度～9年度））

※（）内は前年度当初予算額（国庫債務負担行為（令和4年度～6年度）） ※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額 28百万円

1 事業の目的

- 介護保険総合データベース(介護DB)は、介護保険法第118条の2の規定に基づき、市町村等から要介護認定情報、介護レセプト情報等を収集・蓄積している。
- 毎月発生する認定情報や介護レセプト情報の収集・管理を行うとともに、介護報酬改定や制度改正、関連するシステムの改修に伴い、収集項目の修正や追加が必要であり、それらに対応するための改修を行う。
- LIFEデータの追加や省内利用における集計作業、見える化システムで公表するデータの集計・連携に係る機能改修等を実施する。
- 保険者（市町村等）で要介護認定事務等で活用する認定ソフトの改修・運用を実施し保険者に配布する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

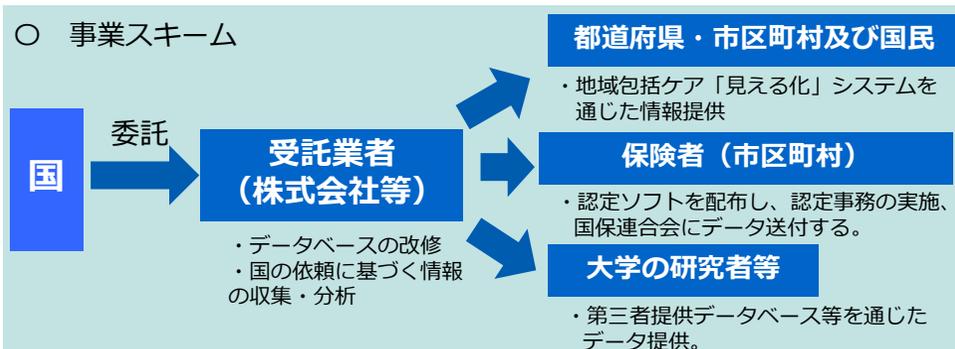
○令和7～9年度…【拡充】

- ・ 制度改正や介護報酬改定に伴う、新規サービスの追加や加算の創設、収集項目の追加やデータレイアウト修正等の改修を行う。
- ・ 介護保険制度、令和9年度介護報酬制度改正等によるデータ容量増加に備え、データ処理の自動化の追加改修を行う。

○定常的な作業

- ・ 介護レセプト等情報、認定情報、LIFE情報の収集・管理
- ・ 省内利用における集計作業、および地域包括ケア「見える化」システムへのデータ連携、第三者提供DBへのデータ連携等

○ 事業スキーム



【拡充】令和7年度要求では、データ格納・処理日数の削減に向けた自動化範囲の見直しの改修等の経費を新たに追加計上

| 主な改修事項 | | |
|---|--|-------|
| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ データ格納・処理日数の削減に向けた自動化範囲の見直しの改善 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和9年度介護報酬改定に伴う機能改修及び介護保険制度改正に伴う介護DB、認定ソフトの改修 ・ 中央会システム更改に伴う電送対応 等 | |

○ 所要額

（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費

（目）情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：434,639千円

○ 実施主体：株式会社

要介護認定データの国保連合会への送信委託費

令和7年度概算要求額 28百万円（28百万円） ※（）内は前年度当初予算額

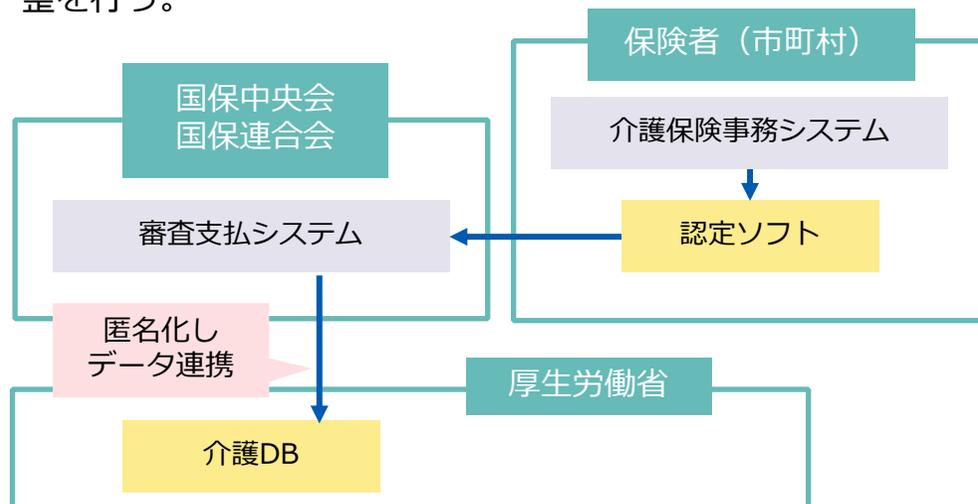
1 事業の目的

- 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の2の規定に基づき、市町村は要介護認定等情報を厚生労働大臣に提出する必要がある。
- 介護保険総合データベース（介護DB）に要介護認定等のデータの格納を行う。

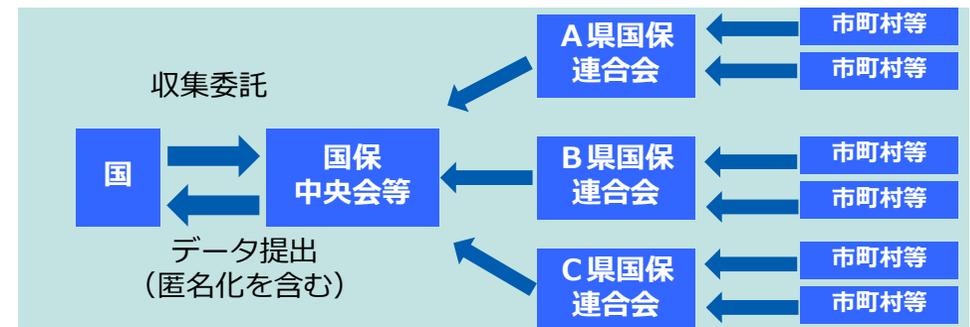
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業の概要

国保連合会がとりまとめる管内市町村等から提出される要介護認定等のデータについて、セキュリティが担保されたネットワークにより提出を受け、国保中央会が47都道府県分をとりまとめた上で厚生労働省に提出することに加え、国保連の提出業務に係る支払いや、本データ送信に係る連絡調整を行う。



○ 事業スキーム



○ 所要額

（項）介護保険制度運営推進費

（目）要介護認定調査委託費：27,500千円

○ 実施主体：国保中央会

拡
充

推
進
枠

「見える化」推進事業

令和7年度概算要求額 2.9億円（2.2億円） ※（）内は前年度当初予算額（国庫債務負担行為（令和4年度～6年度））（新規国庫債務負担行為（令和7年度～9年度））

※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額 36百万円

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括ケア「見える化」システムを通じて、各保険者に、必要な情報を提供し、要介護度別認定率や一人当たり介護費の地域差等の課題の把握や分析をしやすくする。それによって、課題等に基づいた介護保険事業（支援）計画の策定や、その進捗管理等を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○令和7～9年度【拡充】

- ・ 制度改正や介護報酬改定に伴う、収集項目の追加を行うため、データの追加・更新の迅速化に向けた機能改修を行う。
- ・ 次期介護保険事業計画の策定に向け、自治体の担当者が活用しやすいようシステム改修をするとともに、作成したデータを厚生労働省に提出する機能を設けることで利便性の向上を図る。

○定常的な作業

- ・ 自治体担当者による効果的な自治体の介護保険事業計画の作成支援に資するよう、介護DBに収集されたデータ等を加工し可視化する。

【拡充】令和7年度要求では、制度改正や介護報酬改定に伴う「見える化」システムへのデータ追加、および、保険者でより活用していただくために、使いやすさ向上のためのシステム改修の経費を新たに追加計上

○ 事業スキーム



| 主な改修事項 | | |
|---|--|--|
| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| データ追加・更新の迅速化に向けた機能改修 | 令和9年度介護報酬改定及び制度改正に伴う指標の追加及び新指標に関する説明の追加 | |
| 処理速度の性能改善及びシステム全体の使いやすさの改善 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 国勢調査等の様式変更に対応した取組ツール改修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期介護保険事業計画の策定に伴う将来推計機能等の強化・改修 ・ 人材供給推計機能登録等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行管理機能強化 ・ 人材確保状況の可視化等 ・ ダッシュボード機能強化 |

○ 所要額

（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費

（目）情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：289,995千円

○ 実施主体：株式会社等

拡充

推進枠

介護保険総合データベースの第三者提供関係経費

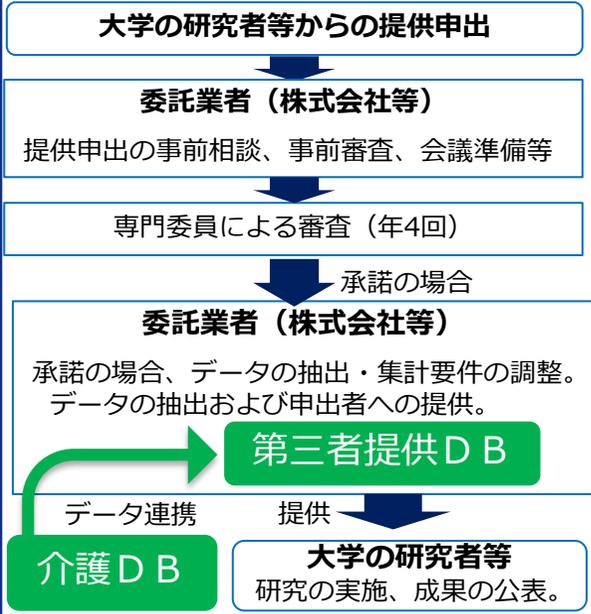
令和7年度概算要求額 **2.6億円（90百万円）**（新規国庫債務負担行為（令和7年度～9年度））
 ※（）内は前年度当初予算額（国庫債務負担行為（令和4年度～6年度）） ※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額 13百万円

1 事業の目的

- 「成長戦略フォローアップ工程表」（令和3年6月18日閣議決定）において、データヘルス、健康・医療・介護のデータ利活用の推進として、関連する他の公的DBと順次連結解析を開始することとしており、介護DBにおいても他公的DBとの連結解析を可能とし、行政や研究者、民間事業者等が多様な研究に活用できるよう所要の改修を行っていく。
- 要介護認定情報・介護レセプト等情報や、LIFEデータ、ケアプランデータを第三者提供DBに取り込み、研究者等に提供するデータの抽出や集計表を作成し、データ提供を行う。加えて、制度改正や介護報酬改定に伴う新規項目の追加等の改修および介護DBに収載されているデータを公開するためのオープンデータの拡充を実施する。

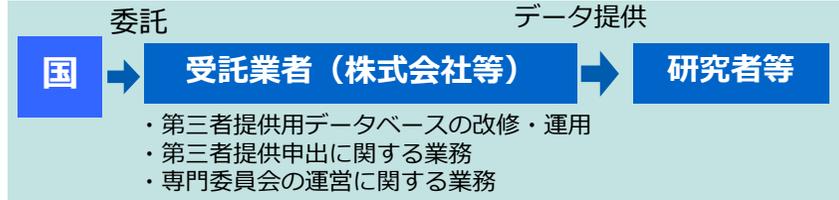
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○主な定常業務



- 令和7～9年度【拡充】
 - ・ データセットの拡充及びデータ処理の自動化のための改修を行う。
 - ・ 制度改正や介護報酬改定に伴う新たなデータ格納を実施する。
 - ・ オープンデータの拡充および集計の迅速化に伴う機能改修を行う。

○ 事業スキーム



- 所要額
 - （項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費
 - （目）情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：264,770千円
- 実施主体：株式会社等

| 主な改修事項 | | |
|-----------------------------------|--|-------|
| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| ○データ提供日数の削減に向けた自動化範囲の見直し及び基本設計の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和9年度介護報酬改定及び介護保険制度改正に伴う機能改修 | |
| オープンデータの拡充に伴う機能改修 | | |

【拡充】令和7年度要求では、介護DBのオープンデータをより迅速に集計し国民向けに活用しやすいものとなるよう、データの追加、集計の自動化や機能拡充を行うためのシステム改修経費等の追加計上

令和7年度概算要求額 9.2億円 (4.9億円) ※ () 内は前年度当初予算額 (参考) 令和5年度補正予算：3.9億円

1 事業の目的

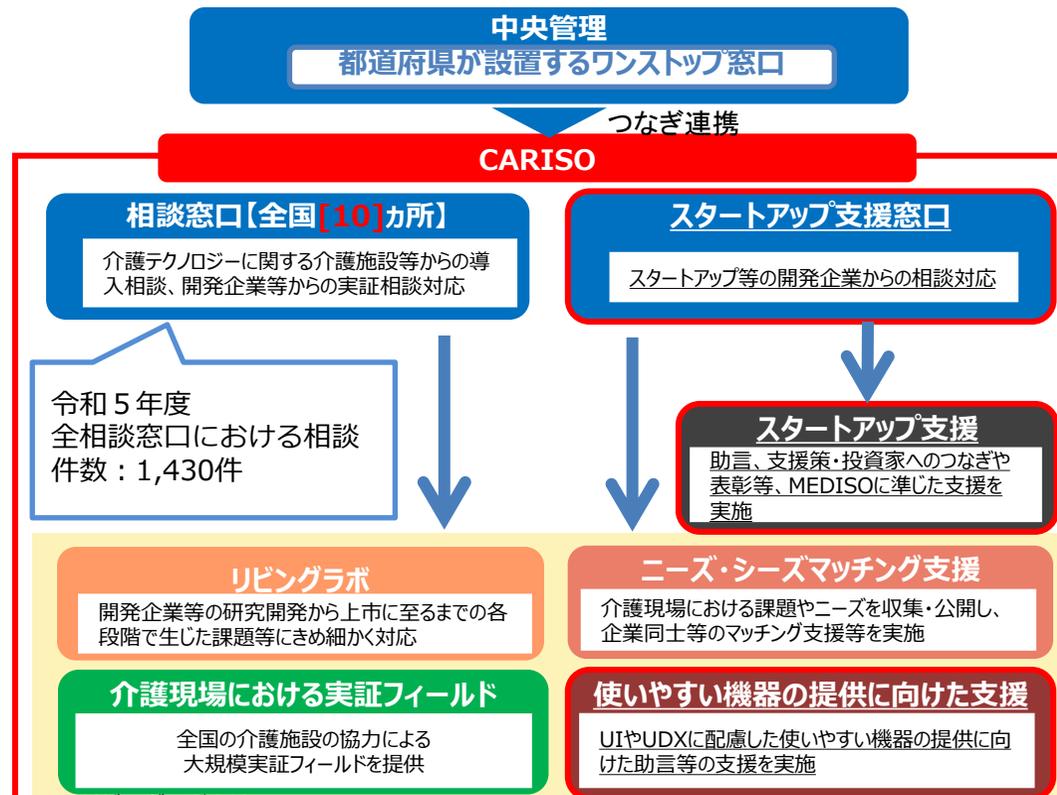
(※) 下線は令和7年度拡充分

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では、①介護施設・開発企業双方からの介護テクノロジーに関する相談窓口や開発実証を行う等の「開発・実証・普及広報のプラットフォーム」を運営するとともに、②介護ロボット等の導入効果に係る大規模実証、③介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信を行う。
- また、R6年度まで本事業で設置していたリビングラボ等を発展的に見直し、CARISO (CARE Innovation Support Office) を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 介護テクノロジーの開発・実証・普及のプラットフォーム事業 (CARISOの立ち上げ)
 - 相談窓口の整理 (全国15→10箇所) とスタートアップ支援窓口の設置
 - 投資家とのつながりや表彰等、MEDISOに準じた支援や、使いやすい機器の提供に向けた支援を実施
 - 地域における介護生産性向上総合相談センター(基金事業)の支援事業(中央管理事業)
 - 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る展示の実施
- 効果測定事業
 - 生産性向上の取組に係る効果測定事業 (実証施設数100施設程度)
- 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
 - 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。

実施主体



※リビングラボとは
 実際の生活空間を再現し、新しい技術やサービスの開発を行うなど、介護現場のニーズを踏まえた介護ロボット等の開発を支援するための拠点

令和7年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分) 97億円の内数 (97億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※下線部は、令和7年度の時限措置で拡充 (令和6年度を時限とするものについては、7年度までの延長を要求)。太字は更に今回変更する部分。

2 補助対象

【介護ロボット】

- 「**介護テクノロジー利用**における重点分野」
(令和7年度より改定)に該当する介護ロボット

【ICT】

- 介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス 業務効率化に資するバックオフィスソフト (転記等の業務が発生しないこと
の環境が実現できている場合に限る) 等

【パッケージ型導入】

- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
- **上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費**

3 補助要件等

介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること

第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること

(入所・泊まり・居住系) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること

【介護ロボット】

【ICT】

【パッケージ型導入】

| 区分 | 補助額 | 補助台数 | 補助額 | 補助台数 | 補助額 | 補助台数 |
|-------|----------------|--------------|----------------|------|-----------|------|
| ○移乗支援 | 上限100万円 | 必要台数 | ● 1~10人 100万円 | 必要台数 | 上限1,000万円 | 必要台数 |
| ○入浴支援 | | | ● 11~20人 160万円 | | | |
| | ● 21~30人 200万円 | | | | | |
| ○上記以外 | 上限30万円 | ● 31人~ 260万円 | | | | |

補助率 以下の要件を満たす場合は3/4を下限 (これ以外の場合は1/2を下限)

| | |
|----------|---|
| 共通要件 | <ul style="list-style-type: none"> 職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金への還元することを導入効果報告に明記 第三者による業務改善支援を受けること |
| 介護ロボット | <ul style="list-style-type: none"> 見守り・インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用すること (入所・泊まり・居住系に限る) 従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと 利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること |
| ICT | <p>(在宅系)・ケアプランデータ連携システムを利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること</p> <p>(それ以外) 以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること 文書量半減を実現させる導入計画となっていること |
| パッケージ型導入 | <ul style="list-style-type: none"> 介護ロボット・ICTの要件をいずれも満たすこと。ただし、ICT (それ以外) に記載の要件は全て満たすこと |

4 実施主体、実績

| 事業 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 介護ロボット導入支援事業 (※1) | 1,813 | 2,297 | 2,720 | 2,930 |
| ICT導入支援事業(※2) | 195 | 2,560 | 5,371 | 5,075 |

実施主体



令和7年度概算要求額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりには限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上にワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

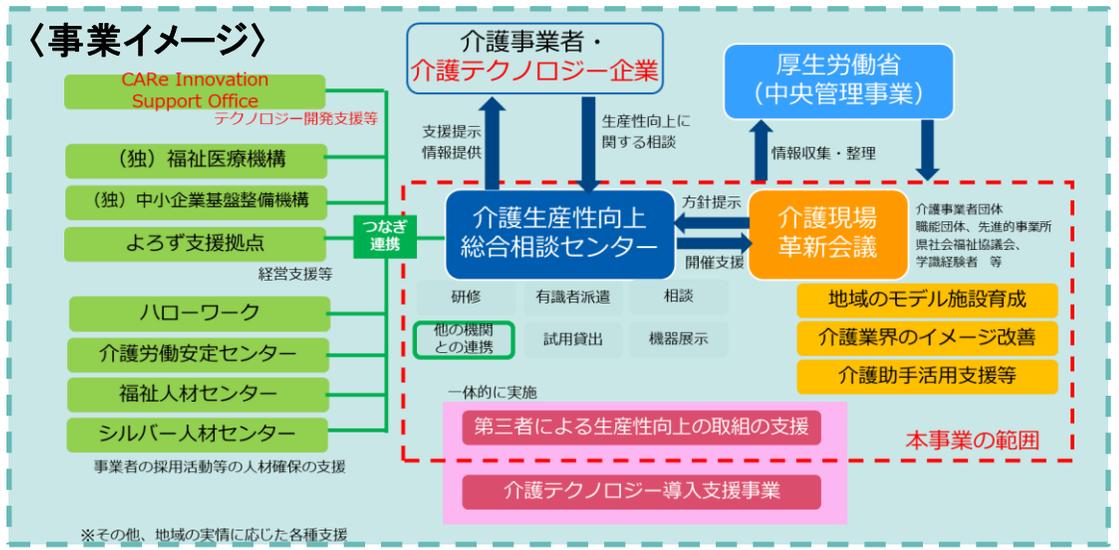
- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICTの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】

- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置
(介護ロボット・ICT等に係る相談窓口事業)
- 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携

【実施事項(任意)】

- 介護事業所の見える化に関する事業
- その他地域の実情に応じた各種支援事業



令和5年度センター設置実績：5道県

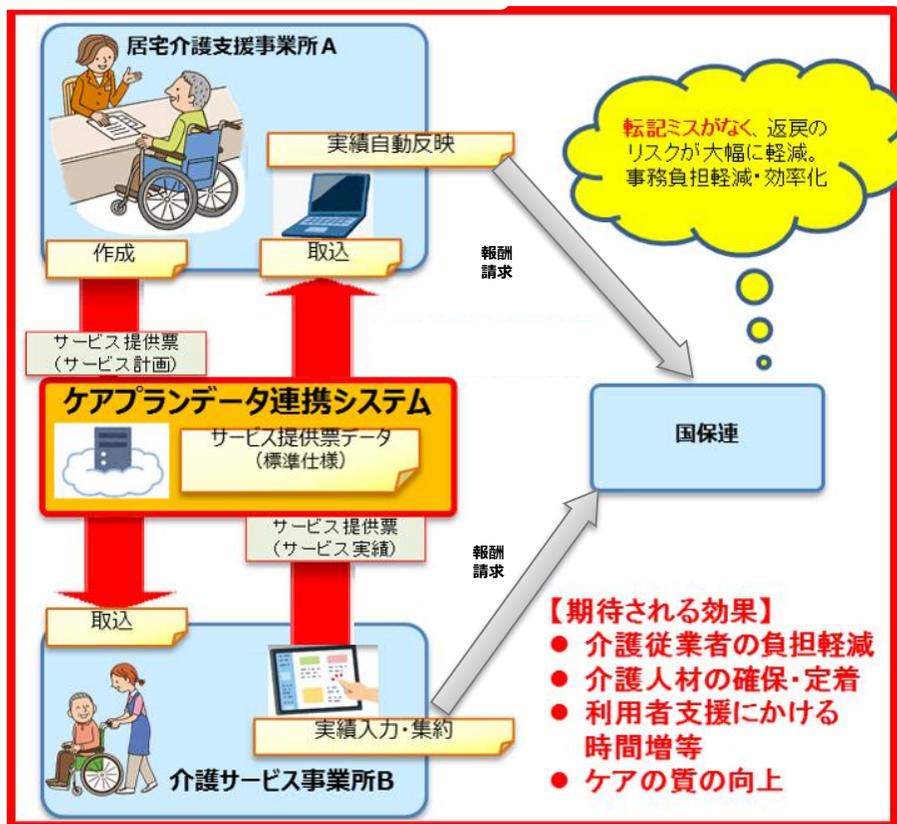
※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

令和7年度概算要求額 2.6億円（1.7億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額：2.1億円

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築（令和5年度本格運用開始）。
- 令和5年度から継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るための予算を要求するとともに、先行運用の結果を踏まえ、ユーザーのニーズを踏まえたシステム機能追加のための費用を要求する。

2 事業の概要・スキーム



- 【期待される効果】**
- 介護従業者の負担軽減
 - 介護人材の確保・定着
 - 利用者支援にかかる時間増等
 - ケアの質の向上

【主なシステムの改修】

- ①サーバーOSの更新に伴う対応
- ②ケアプランデータ連携標準仕様Ver4.0追加対応（第3表CSVのPDF変換機能）
- ③トライアル機能の追加

3 実施主体等



4 事業実績等

利用事業所数7,624（令和6年6月7日時点）

令和7年度概算要求額 1.4億円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

（※）下線は令和7年度拡充分

1 事業の目的

- これまでも、国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進している。
- デジタル行財政改革会議で、介護現場におけるデジタル化を加速化させるために、生産性向上方策の周知件数の増、デジタル中核人材の養成人数の増がKPIとして示されている。
- このため、生産性向上に係るセミナー、気運を盛り上げるためのフォーラム、デジタル活用に特化した人材養成研修を着実に実施する。
- 加えて、R6年度より開始する「生産性向上推進体制加算」や補助金により事業所より収集した取組効果のデータを、さらに有効活用しフィードバックする方策について検討する。

2 事業の概要

①生産性向上に係るセミナー等の実施

介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、デジタル活用に特化した人材養成研修、生産性向上の気運を高めるためのフォーラムを開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

②ICTの効果的取組の横展開に関する調査研究

生産性向上推進体制加算や補助金により事業所より収集した取組効果データを活用しフィードバックする方策を検討する。

③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」に係る事務局の設置

「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」について、都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営等、事務局としての業務を実施するとともに、表彰を通じた好事例の普及促進を図る。

3 実施主体等



（実績）公募により選定した2者が上記事業を実施

4 事業実績等

令和5年度 セミナー参加事業所（法人）数 2,146

電子申請届出サブシステムに係る伴走支援事業

令和7年度概算要求額 0.6億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和5年3月の省令改正（※1）により、令和6年度から指定申請等の様式を統一化することとした上で、「電子申請・届出システム（※2）」の利用を原則とし、地方公共団体は令和7年度末までに利用開始のための準備を完了することとしたところ。
※1 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年4月1日施行） ※2 「介護サービス情報公表システム」のサブシステム
- 地方公共団体が本システムを円滑に利用するための支援や、好事例の横展開等を通じ円滑な利用開始を促進するため、地方公共団体に対する伴走支援を行う。

2 事業の概要

地方公共団体に対する利用開始時期に係る意向調査を踏まえ、各期毎（＝半年）に支援対象グループを分けた上で、地方公共団体の状況に合わせた各種支援等を実施。

【主な支援内容】

1. 電子申請・届出システムに係る利用準備セミナーの実施
本システムをこれから利用する地方公共団体を対象に、利便性や利用に向けた準備のポイント等に関するセミナーを開催する。
2. 地方公共団体に対する個別相談会の実施
本システムの利用開始前・開始後における業務上の課題等に対する個別の相談対応を行う。
3. 電子申請・届出システムの利用による介護現場の負担軽減に係る調査
既に利用している地方公共団体管下の介護事業所を対象に、本システムの利用による介護現場の文書負担軽減の効果を把握する。
4. 専用の窓口を通じた要望の取りまとめ
地方公共団体や介護事業所から寄せられた、電子申請・届出システムに関する相談・要望を取りまとめる。

3 事業スキーム



4 その他

（参考）利用開始予定の地方公共団体数

| | | |
|-----------|--------|---------------------------------------|
| ・令和5年度まで： | 359 | 出所：地方公共団体の利用開始時期の 意向調査（令和6年6月6日時点） |
| ・令和6年度 | ：1,059 | |
| ・令和7年度 | ：370 | |

1 事業の目的

令和7年度概算要求額 **148億円（134億円）** ※ 左記（）内は前年度当初予算額

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 事業の概要

※（）内は前年度予算額 ※金額については、再掲を含む

① 認知症の人に関する国民の理解の増進等 主な予算【77百万円の内数(73百万円の内数)：認知症サポーター等推進事業、認知症普及啓発等事業】

○認知症サポーター等の養成 ○認知症への理解を深めるための普及・啓発

② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 主な予算【91.9億円の内数(91.6億円の内数)：認知症普及啓発等事業、認知症総合支援事業、認知症総合戦略推進事業】

○チームオレンジの整備 ○広域的な認知症高齢者の見守りの推進 ○認知症の人と家族への一体的支援の推進 ○認知症バリアフリーの推進
○認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備

③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等 主な予算【91.4億円の内数(91.1億円の内数)：認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業】

○認知症本人のピア活動の推進 ○認知症カフェへの支援 ○若年性認知症支援体制の拡充

④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 主な予算【97億円の内数等+17.7億円（他局計上分）（97億円の内数等+11.4億円（他局計上分））

○地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

：地域医療介護総合確保基金の人材分等】

⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

主な予算【199.8億円の内数(199.4億円の内数)：認知症疾患医療センター運営事業、認知症介護研究・研修センター運営事業、認知症総合支援事業、地域医療介護総合確保基金の人材分等】

○地域での認知症医療提供体制の拠点の支援 ○認知症初期集中支援チームの設置 ○認知症ケアに携わる人材育成の為の研修
○認知症介護研究・研修センターの運営

⑥ 相談体制の整備等 主な予算【86億円の内数(86億円の内数)：認知症総合支援事業】

○認知症ケアパス ○認知症地域支援推進員の設置

⑦ 研究等の推進等 主な予算【17.1億円(14.3億円)：認知症研究開発、認知症政策研究事業】

○認知症研究の推進等

⑧ 認知症の予防等 主な予算【1.6億円(一)：認知症政策研究事業】

○共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクト

⑨ 地方公共団体に対する支援 主な予算【1.6億円(一)：認知症施策推進計画の策定支援事業、認知症施策推進計画の策定促進事業】

○認知症施策推進計画策定支援事業

⑩ 国際協力 主な予算【44百万円(23百万円)：大阪・関西万博における認知症に関する情報発信事業】

○大阪・関西万博の展示等の情報発信

令和7年度概算要求額 86億円の内数（86億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

（推進員の業務内容）

- ・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
- ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
- ・そのほか、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上を図るための支援、認知症グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整 等

（補助対象） ※下線は7年度拡充分

- ・認知症地域支援推進員が、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人への対応を行った場合に、その事務に要する経費を補助する。
- ・認知症地域支援推進員等が、夜間・休日等の時間外に認知症の人等からの相談や対応に応じた場合やオンライン機器を活用して相談や対応を行った場合等に、それらの事務に要する経費を補助する。
- ・自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためのフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を新たに配置する際の経費を補助することを可能とする。

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

専任で配置する認知症地域支援推進員について（認知症総合支援事業）

認知症施策に関する全ての取組が、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて推進されることが重要であり、「新しい認知症観」に立ち、推進員が認知症の人や家族の意見に耳を傾け、本人視点に立ち、認知症施策を推進していくことが重要

市町村における認知症地域支援推進員の適切な配置の必要性

現状の認知症地域支援推進員の課題

- 他の業務と兼務している推進員が多いなど、地域の認知症の人やその家族と向き合うことができていない。

○ 市町村に配置されている推進員の合計は、8,509人
うち、専任の推進員は、825人（推進員全体9.7%）

○ 自治体における実際の推進員の配置状況

- 指定都市A市（高齢者人口約41万人）
…推進員3名配置（うち、専任2名）
- 中核市B市（高齢者人口約6万人）
…推進員1名配置（うち、専任1名）

※ 認知症施策・地域介護推進課調べ

専任の認知症地域支援推進員を配置することで、認知症の人と向き合う機会が増える



認知症の人等



認知症地域支援推進員

専任の認知症地域支援推進員を新たに配置することで地域で期待される役割

- 認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発を行う取組
- 認知症ケアパスの定期的な見直しや周知により、認知症の人又は家族等を含めた地域住民に対して必要な情報を提供する取組
- ピアサポート活動・本人ミーティングのサポート・認知症の人の本人発信のための日常生活のサポート等により、地域の認知症の人本人の発信支援の拡大を行う取組
- 状態像にかかわらず、認知症の人の意向を十分に尊重し、認知症の人や家族の個別の相談支援（時間外の相談やオンライン機器の活用を含む）を行うとともに、認知症の人のアドボケートを行う取組
- 若年性認知症支援コーディネーターと適切に連携し、若年性認知症の人の支援を行う取組（生活課題と就労等や企業との連携）

主として、指定都市、中核市、一般市等の高齢者人口が多い市町村が地域の実情に応じて、専任の認知症地域支援推進員を新たに配置する際の経費を補助することを可能とする

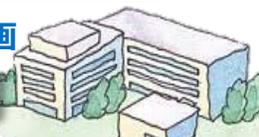
市町村において認知症施策推進計画を策定する際に、認知症の人や家族の意見が反映しやすくなる効果

自治体の相談窓口の設置



認知症施策推進計画

自治体



② 認知症施策推進計画の策定促進事業
（自治体の計画策定を支援）

① 認知症施策推進計画の策定支援事業
（自治体の計画策定への取組を支援）

1 事業の目的

令和7年度概算要求額 30百万円（一億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額2.7億円

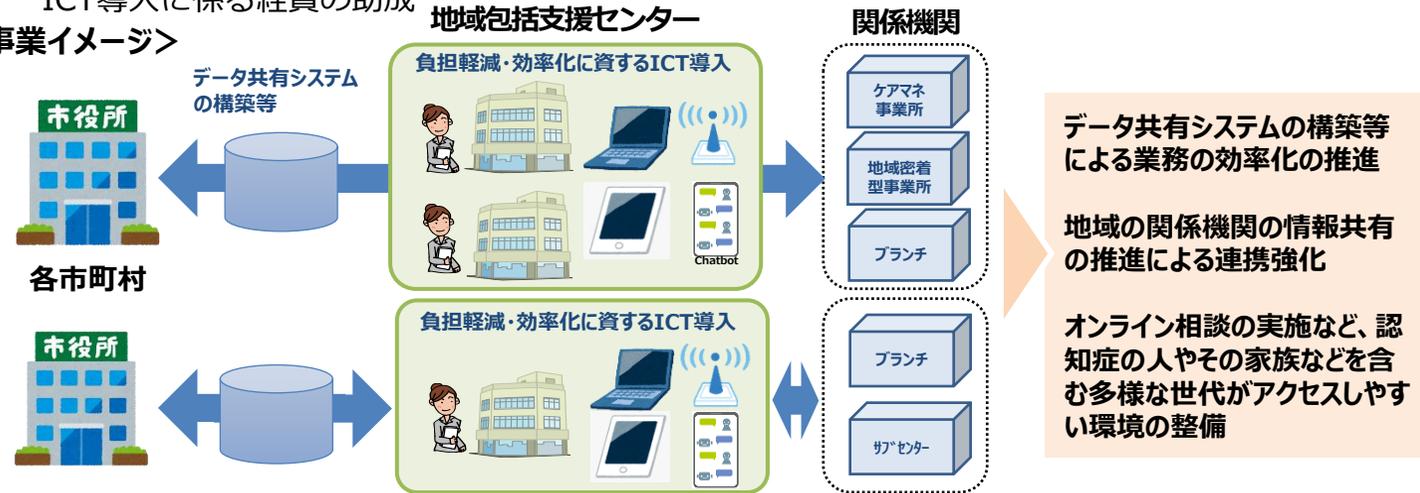
- 今後更に増加する認知症の方や、その家族、地域住民が、より長くいきいきと地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るため、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を図ることが重要である。
- 今般の改正介護保険法においては、地域包括支援センターが行う業務の標準化・重点化及びICTの活用など、その業務の質を確保しながら職員の負担軽減方策を講じるため、①地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に介護予防サービス計画の検証を追加した上で介護予防支援の指定対象を指定居宅介護支援事業者に拡大する、②総合相談支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者等に委託可能とする措置を講じたところ。【令和6年4月1日施行】
- 本事業では、センターが行う総合相談支援事業等についてICTやチャットボット等の活用などを支援し、センターの業務負担の軽減を進めながら、地域の関係機関との連携の強化、多様な世代の家族介護者や地域住民がセンターにアクセスしやすい環境の構築を図ることで、センターが求められる機能を最大限発揮できる体制を構築する。

2 事業の概要・スキーム

○地域包括支援センターのICT等導入支援事業

- ①地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画の検証のためのデータ連携や総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システムの構築に係る経費の助成
- ②その他センターの業務負担軽減（※テレワーク体制の整備も可能）やアクセスしやすい環境構築に資するICT導入に係る経費の助成

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- 市町村

【補助率】

- 国 1 / 2

【参考】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「全世代型社会保障構築会議」（令和4年12月16日）

令和7年度概算要求額 5.7億円 (5.5億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

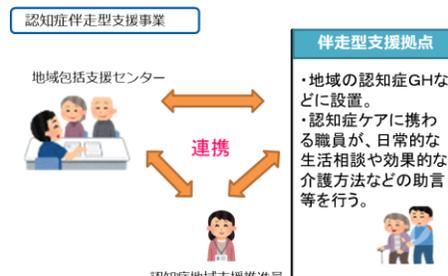
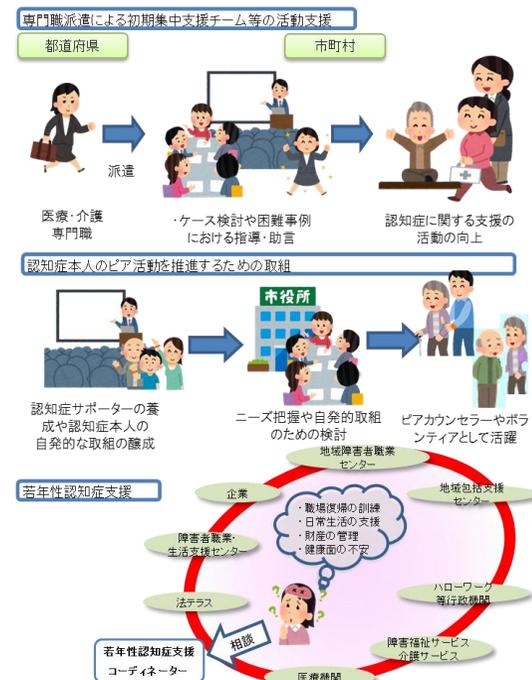
令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念に沿って、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制等を整備し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要(実施主体 ※民間団体等へ委託可)】 ※下線は令和7年度拡充分

- 1 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築 (都道府県)
(主な事業内容)
 - ・広域の見守りネットワークの構築
 - ・専門職の派遣等による認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援
 - ・認知症医療と介護の連携の枠組み構築
- 2 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進構築 (都道府県、指定都市)
- 3 若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援 (都道府県、指定都市)
 - (1) 若年性認知症支援コーディネーターの設置
 - (2) 若年性認知症のネットワークの構築や認知症の人のニーズ把握のための取組
 - (3) 若年性認知症の人の社会参加活動の支援
 - (4) 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
 - (5) 若年性認知症の人を地域で支援するためのモデル的な取組
(主な取組例)
 - ・通所介護事業所と若年性認知症の人の活動(就労)の場を提供する企業とのマッチング等を行う取組
 - ・若年性認知症の人の家事・育児等の日常生活に関する支援等を行う取組
- 4 認知症本人のピア活動の促進 (都道府県、指定都市)
従前からのピア活動の事業に加えて、活動を更に推進していくためのピアサポーターの人材育成等の取組をモデル的に実施する事業の創設
- 5 認知症伴走型支援拠点の整備の推進 (市町村)

【負担割合】 国1/2 ※3(4)のみ定額
【事業実績】 令和4年度：47都道府県、18指定都市、8市区町



認知症疾患医療センター運営事業

令和7年度概算要求額 13億円 (13億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症疾患医療センターの設置・運営を通じて、地域の関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する。
- また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進していくことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

以下の機能を担う認知症疾患医療センターに対し、その運用に係る経費を補助する。

- ・ 専門的医療機能 … 鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応、専門医療相談
- ・ 地域連携拠点機能 … 認知症に関する情報発信・普及啓発、認知症医療に関する連携体制強化・研修実施
- ・ 診断後等支援機能 … 診断後の認知症の人や家族に対し、今後の生活等に関する不安が軽減されるよう相談支援を実施
- ・ アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能 … 当該治療についての相談対応・支援、当該治療の適応外である者への支援等を実施
- ・ 事業の着実な実施に向けた取組の推進 … 都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与

【実施主体】

- ・ 都道府県・指定都市

【補助率】

- ・ 国 1/2

【備考】

- ・ (事業実績) 全国505カ所、319圏域/全335圏域 ※令和5年10月現在

認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

KPI/目標

認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上 (2020年度末)

認知症サポーター等推進事業

令和7年度概算要求額 28百万円 (28百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト及び認知症サポーターを都道府県、市町村、全国的組織を持つ職域団体や企業（以下「養成主体」と総称する。）が養成する際の支援、これらの活動状況の把握や優良活動事例を広く周知する報告会等を行うことにより、地域や職域における認知症サポーターの活動支援を図るとともに、認知症サポーターの士気の向上や、国民の認知症に関する意識の啓発を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- (1) 認知症サポーター養成講座を円滑に実施するための支援等
(キャラバン・メイト養成研修等の実施や講師派遣、認知症サポーター養成講座にかかる市町村等への運営助言・情報発信、認知症サポーター等のデータ集計・分析・データベース化など)
- (2) 認知症サポーター優良活動報告会の開催や、認知症サポーターの更なる地域での活躍を促進する取組
- (3) オレンジ・チューターを養成するための全国研修の実施
- (4) 認知症サポーターホームページの運用

【実施主体】 民間団体等（公募）

【負担割合】 定額

【事業実績】 公募により選定した1者が上記事業を実施。

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

第2.具体的な施策

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

- 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進する。特に、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する養成講座を拡大する。

KPI/目標

企業・職域型の認知症サポーター養成数400万人（認知症サポーター養成数1200万人（2020年度））
毎年、継続して表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を周知

令和7年度概算要求額 3.7億円 (3.3億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後急速に増加することが見込まれる認知症高齢者に対する介護等の支援を適切かつ効果的に行う観点から、認知症介護研究・研修センターにおいて、処遇技術に関する臨床的な研究を行うとともに、認知症介護に関する研修のための全国的な連携体制（ネットワーク）を形成し、認知症介護の専門職員の養成を行い、全国の介護保険施設・事業所等にその成果の普及を図る。

2 事業の概要

※下線は令和7年度拡充分

- (1) 認知症介護の専門技術に関する実践的な研究の実施
 - ・ 我が国における認知症高齢者の介護に関する研究の中核的機関として位置づけ、認知症高齢者の介護の専門性を高め、質の高い介護技術を理論化することを目的として、大学や研究機関等との連携による学際的共同研究を推進する。
- (2) 認知症介護の専門技術に関する指導・普及を行う専門職員に対する養成研修等の実施
 - ・ 介護の専門性を高めることを目的に、実践的な介護研修を研修システムを活用しながら体系的に実施し、人材の育成と確保に努める。
 - ・ 必要に応じ各地方公共団体等が実施する認知症介護に関する研修に協力。
- (3) 認知症介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供
 - ・ 認知症に関する臨床研究のフラッグシップ機関としての機能を維持・発揮するため、これまで取り組んできた認知症ケアに関する研究をさらに発展させ、その成果を国内外に発信し、認知症ケアに関わる人材の育成に活用する。
 - ・ 国際的視野に立った研究を遂行するため、先端研究の情報収集とそれらの公開、提供を行うとともに、国内外の研究・研修機関との情報交換と人材交流を積極的に推進する。
- (4) 高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する調査・研究
 - ・ 高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項に関する調査及び研究を行う。
- (5) 認知症地域支援体制構築の検討（東京都のみ実施）
 - ・ 認知症地域支援の取組の先進事例等の収集・整理・分析を行うとともに、その分析結果等に基づき、地域資源連携のあり方等を自治体に対して提示し、情報共有とその普及を図る。

3 実施主体等

【実施主体】

認知症介護研究・研修センターを設置する都県市

- ・ 東京都（社会福祉法人 浴風会 東京都）
- ・ 仙台市（社会福祉法人 東北福祉会 仙台市）
- ・ 愛知県（社会福祉法人 仁至会 愛知県）

【負担割合】 定額

【事業実績】 3都県へ補助を行い、上記法人が左記事業を実施。



東京センター

関東・新潟・九州・沖縄地区



仙台センター

北海道・東北・四国・中国地区



大府センター

中部・近畿地区

令和7年度概算要求額 1.6億円 (一) ※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額:6.3億円

1 事業の目的

現在策定中である政府の認知症施策推進基本計画を検討する関係者会議において、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立って施策を推進することの重要性が議論されている。今後、基本計画の策定後に、認知症施策推進計画の策定に着手する自治体が増加していくことが見込まれるが、その際、多くの自治体で実効性のある計画が策定されるためには、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施することが極めて重要であり、これらに要する経費など、自治体において計画を策定する際の準備にかかる経費について補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 認知症施策推進計画の策定支援事業 介護保険事業費補助金 (令和7年度概算要求額) 1.3億円

自治体が、あらゆる年齢の認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費についての補助を実施。

(対象事業例)

- ・地域住民が、新しい認知症観や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置 ・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価するため取組
- ・地域の企業が認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症の人や家族等への理解を深めるための勉強会開催
- ・地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進を支援するための経費 ・地域版認知症希望大使の活動にかかる経費

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国(定額) ※1自治体あたり 都道府県500万円・市町村200万円

② 認知症施策推進計画の策定促進事業 認知症施策推進計画策定支援事業費 (令和7年度概算要求額) 0.3億円

認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、認知症施策推進計画を策定(準備)する際の相談窓口を設置し、併せて、認知症施策推進計画の策定に関する自治体向けの情報交換会や勉強会等を開催し、策定促進に向けた支援を実施。

また、自治体の計画策定の際に参考となるよう、認知症基本法や国が策定した認知症施策推進基本計画の理念や内容等について周知を図るとともに、認知症基本法において認知症施策に関する国際協力が位置づけられていることから、基本法や基本計画について世界に向けての情報発信も行う。

【実施主体】民間団体等(委託により実施)



令和7年度概算要求額 49百万円 (45百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

(1) 認知症普及啓発事業

- ・「世界アルツハイマーデー」(9月21日)は世界保健機関(WHO)と「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が共同で制定したものであり、この日を中心にアルツハイマー病の啓蒙を実施することとされている。また、9月の1か月間を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で様々な認知症に関する取組が行われていることから、厚生労働省としても認知症に関する正しい知識の浸透を図る絶好の機会と捉え、厚生労働省が任命した7名の「希望大使」による認知症の本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開など総合的かつ集中的な普及・啓発活動を行うことにより、認知症施策の一層の推進を図る。
- ・また、認知症基本法で新たに位置づけられた「認知症の日」及び「認知症月間」について国民への周知を行うとともに、新しい認知症観や認知症基本法等の内容について国民への浸透を図る。

(2) 認知症分野における官民連携・バリアフリー普及啓発事業

- ・認知症に係る諸問題への対応が社会全体において求められているという共通認識の下、医療介護関係者だけでなく、自治体・企業など幅広い関係者の参画を得て、社会全体で認知症に関する取組の活性化を図る「日本認知症官民協議会」を核として、認知症の人への接遇に関する手引きの作成や、認知症に関する取組を積極的に行っている企業等を「見える化」する観点等から、認知症バリアフリー宣言の運用等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

(1) 認知症普及啓発事業 ※下線は令和7年度拡充分

- ・世界アルツハイマーデーの時期にあわせて、国民の認知症に関する理解を促進するための取組を実施する。
- ・認知症基本法で新たに位置づけられた「認知症の日」及び「認知症月間」について、国民に広く周知するための取組を行う
- ・新しい認知症観や認知症基本法等の内容について国民への浸透を図る。

(2) 認知症分野における官民連携・バリアフリー普及啓発事業

- ・「日本認知症官民協議会」の開催・運営(官民協議会参画団体との連絡調整・総会の開催等)
- ・協議会に設置されたワーキンググループ(バリアフリーWG)等の運営
- ・認知症の人への接遇に関する手引きの作成
- ・認知症バリアフリー宣言等の運用・周知・広報

【スキーム・実施主体】 国 → 民間団体等(委託により実施)

【事業実績】 (1) (2) それぞれ1者が上記の事業を実施



認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2 具体的な施策

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

- 世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)及び月間(毎年9月)の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催する。また、SNS(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室フェイスブック等)を活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報、認知症予防に関するエビデンス及び調査研究事業の成果物の紹介等を発信する。

KPI/目標

毎年、アルツハイマーデー及び月間における総合的かつ集中的な普及・啓発イベントを実施

令和7年度概算要求額 44百万円(23百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、認知症施策の国際的協調の重要性について明記されており、万博開催中に設けられるテーマウィーク(令和7年6月19日～6月29日)において、認知症になっても尊厳と希望を持って自分らしく暮らし続けることができることを世界に向けて発信するための展示物の作成を進めているところである。
- 世界中の国々が半年間にわたり同じ場所に集う万博の特徴を活かし、世界中において、認知症になっても、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に寄与することを目的としている。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】 ※下線は令和7年度拡充分

- 認知症の人が、尊厳と希望を持って暮らすことができる共生社会を実現に向け、認知症の人(本人)や家族も参画し、産官学が一丸となって取り組む姿を国際社会にアピールする。
- 具体的には、認知症の疑似体験、認知症を正しく理解するための展示、認知症希望大使の活動や共生社会を推進する動画、認知症研究の最新情報の紹介や近年の施策の動向がわかる動画、認知症サポーター講座やチームオレンジの活動状況がわかる動画、などの展示を予定している。
- 現在策定中である政府の認知症施策推進基本計画を検討する関係者会議において、「共生社会の実現に向けた取組を推進すべく、基本計画に沿った取組を着実に実施するとともに、世界でも最も高齢化が進んでいる我が国における取組のモデルを積極的に世界に発信していくべきである」と指摘されており、大阪・関西万博における発信を強化するために拡充して予算要求を行う。
- 令和7年度は、令和6年度に作成した展示物をブース内に設置するための施工等に必要な費用、及び展示イベントの全体構成の整備など会場運営に必要な各展示ブースが共有するスペースについての準備を行っていくが、展示に際してはユニバーサルデザインに配慮し、誰にとっても分かりやすい情報発信となるものを目指した事業を行うこととする。

【スキーム・実施主体】 国 → 民間団体等(委託により実施)

【事業実績】 公募により選定した1者が上記事業を実施。

令和7年度概算要求額 1.6億円 (一) ※ ()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額:5億円

1 事業の目的

- 認知症については、早期発見・早期介入が重要であるが、認知症の早期診断のためのスクリーニング検査（アプリを用いた認知機能検査や血液バイオマーカー等）は複数存在し、早期発見・早期介入のフローは確立していないため、早期発見後、MCI（軽度認知障害）や軽度の認知症の人の居場所、予防的介入などの支援体制の構築が求められている。また、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬が登場しているが、認知症の原因は複数あり、アルツハイマー病以外の者や、抗アミロイドβ抗体薬適応外の者がいるため、適切な診断の後の対応（本人や家族へのフォロー）が特に重要である。
- こうしたことから、本人及び家族の視点を重視した望ましい早期発見・早期介入の仕組みについて、大規模な実証プロジェクトを立ち上げ、診断のための検査の実施とその追跡調査を行うことで、早期発見・早期介入モデルを確立する。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

- 本実証プロジェクトに賛同する自治体（10～20自治体を想定）において、希望者が無料で認知症の診断のためのスクリーニング検査等を受けられ、診断後は認知症疾患医療センター等と協力し、本人・家族支援（地域包括支援センターや通いの場などの居場所や予防的活動）につなげられる体制を構築する。
- 認知症の兆候の早期発見後、速やかに診断や支援につながるよう、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センターなど、地域における認知症の医療・介護の連携システムを活用し、シームレスな支援が提供される早期発見から早期介入までの一貫した支援モデルの確立、手引き作成により、全国に普及啓発を推進することができる。

【スキーム・実施主体】



令和7年度概算要求額 9.2億円 (7.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

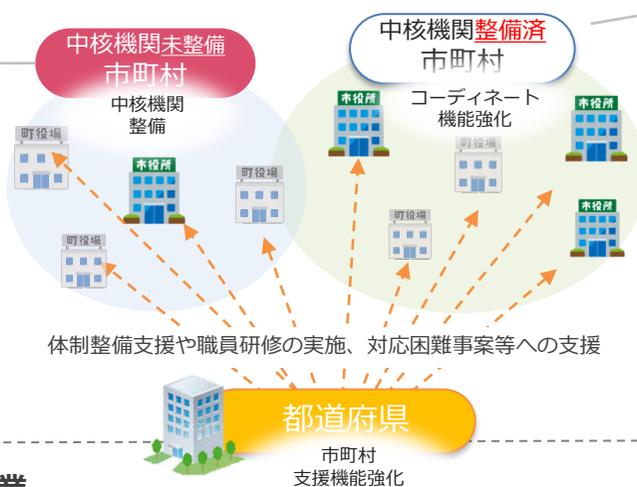
－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2

(中核機関の整備：令和5年4月1日現在 1,070市区町村)



○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2
【加算】① 調整体制の強化
② 受任者調整の仕組み化
対応困難事案の支援円滑化
③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。(協議会の設置：令和5年4月1日現在 35都道府県)

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組 (最大10,000千円)
2：10,000千円
〈補助率〉1/2

- 1：【必須】 ① 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】 ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

2：【新メニュー】 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

令和7年度概算要求額 1.3億円 (0.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用**した効果的な**支援の実施**を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の实情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
 <基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
 ②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
 <補助率> 1/2

厚生労働省

都道府県等

委託や講師依頼

専門職団体

都道府県社協

場面①



支援チームの編成と支援環境の調整

場面②



本人への説明

場面③



本人を交えたミーティング

意思決定支援研修の実施



市民後見人・親族後見人等



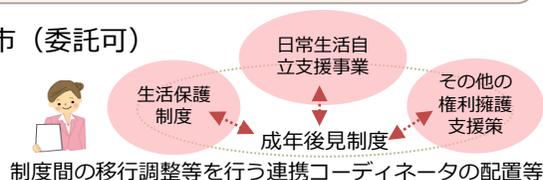
市町村・中核機関職員
福祉・司法の関係者

対応力アップ

○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

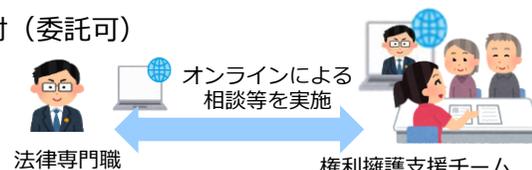
<実施主体> 都道府県、指定都市 (委託可)
 <基準額> 5,000千円
 <補助率> 1/2



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援を受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
 <基準額> 300千円
 <補助率> 1/2



困窮補助金

令和7年度概算要求額 5.3億円（1.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の実践事例を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

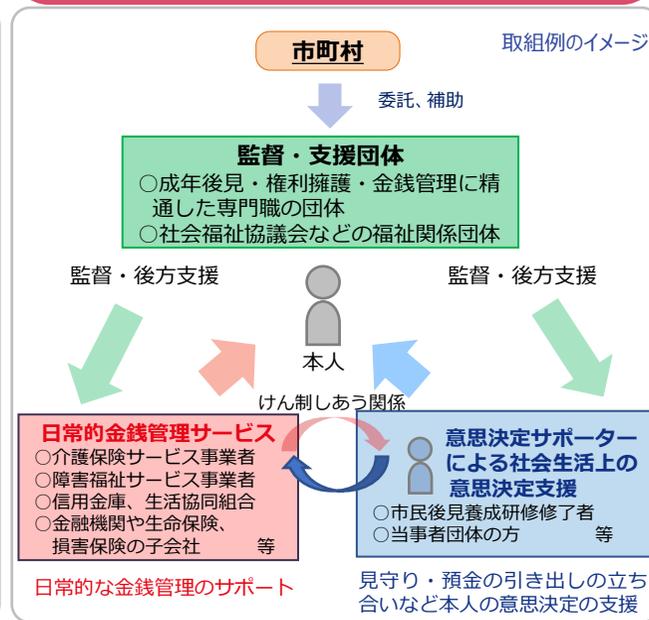
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円／取組 【補助率】 3/4

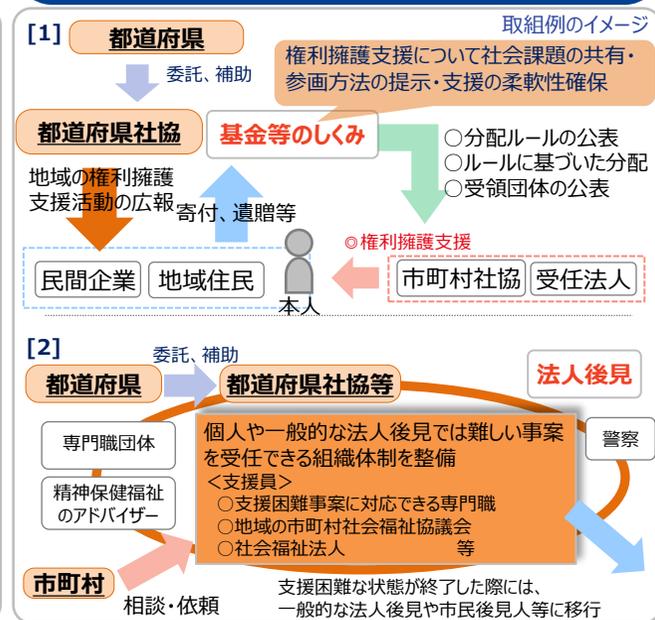
1 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3 [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組 [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

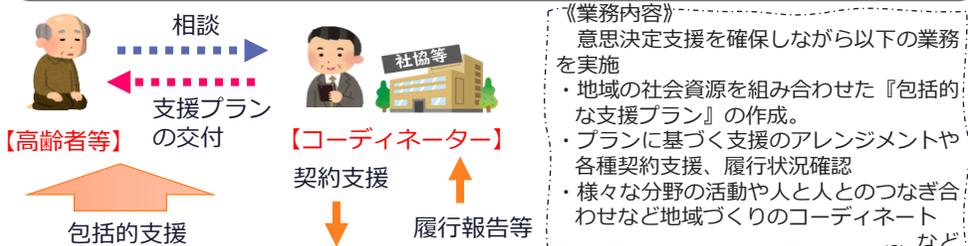
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



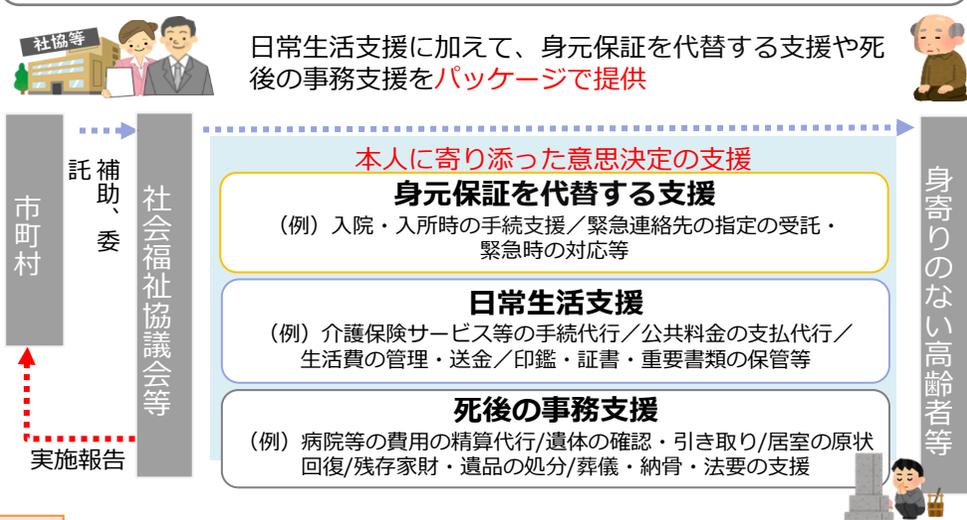
《業務内容》
意思決定支援を確保しながら以下の業務を実施
・地域の社会資源を組み合わせ『包括的な支援プラン』の作成。
・プランに基づく支援のアレンジメントや各種契約支援、履行状況確認
・様々な分野の活動や人と人とのつなぎ合わせなど地域づくりのコーディネート など

－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

| | | | | |
|----------|------|------|------|-------|
| 入居支援 | 見守り | 法律相談 | 終活支援 | 死後対応 |
| つながり支援 | 生活支援 | 財産管理 | 権利擁護 | 残置物処分 |
| 家賃債務保証など | | | | |

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。**



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

令和7年度概算要求額 97億円 (97億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。(実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和5年度交付実績：46都道府県)

※赤字下線は令和7年度新規・拡充等

| 参入促進 | 資質の向上 | 労働環境・処遇の改善 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 等 |

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置

○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援

○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

令和7年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（一） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問介護等サービスの現場において、人手不足への対応は最も主要な課題の一つであり、地域におけるサービス提供体制の確保に向けて、必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、その担い手を確保することが必要であるが、全産業的に人手不足の中で、人材にも限りがある状況である。

こうした中で、地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、特に小規模な訪問介護等事業者が行う人材確保に向けた研修体系の整備のほか、地域の介護事業所が相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組などを支援する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 人材確保体制構築支援事業

① 概要

訪問介護等事業者が、地域の訪問介護人材の確保に向けて、経験が十分でないヘルパーでも安心して従事できるよう、研修体系の構築や他事業所と連携して行う取組を支援する。

② 補助対象経費

- ・ 研修カリキュラムの作成やキャリアアップの仕組みづくりに要する経費
- ・ 経験が十分でないヘルパーへの同行支援に係るかかり増し経費
- ・ 経験が十分でない介護職員のスキルアップのための研修受講に要する経費 等

【事業スキーム】



(2) 経営改善支援事業

① 概要

訪問介護等事業者が、自社の経営を見直し、地域において持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う人材確保の取組や事業者との連携の取組等を支援する。

② 補助対象経費

- ・ 経営改善の専門家の活用等に係る経費や、経営改善に向けた取組を行う際の事務員等の臨時的な雇用等に要する経費
- ・ ホームページの改修やチラシの作成など介護人材や利用者の確保のための広報に要する経費
- ・ 事業の協働化・大規模化に向けた取組に要する経費 等

【事業スキーム】



※ (1)・(2)の両方またはいずれかのみの実施も可能

令和7年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

介護分野の人材不足の課題に対応する観点から、都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等が連携した**介護人材確保のための協議会**を設置。管内各地域において、ハローワークや介護事業所等が協力して行う職場説明会や介護業界の魅力を発信するためのセミナー、介護の職場見学会・体験会などを実施する取組を推進することにより、**採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着を図る。**

2 事業の概要・スキーム・実施主体

(1) 事業の概要

都道府県の介護保険部局が主体となる行、地域の介護分野の業界団体等と都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される**介護人材確保のための連携協議会**を設置・運営する取組を支援

(2) 実施主体

都道府県
(連携協議会の事務局機能を担う業界団体や福祉人材センターへ委託可)

(3) 補助対象経費

- ✓ 連携協議会の設置・運営に要する費用（人件費等）
- ✓ 介護分野の求職イベント等の実施を支援するために必要と認められる費用 など

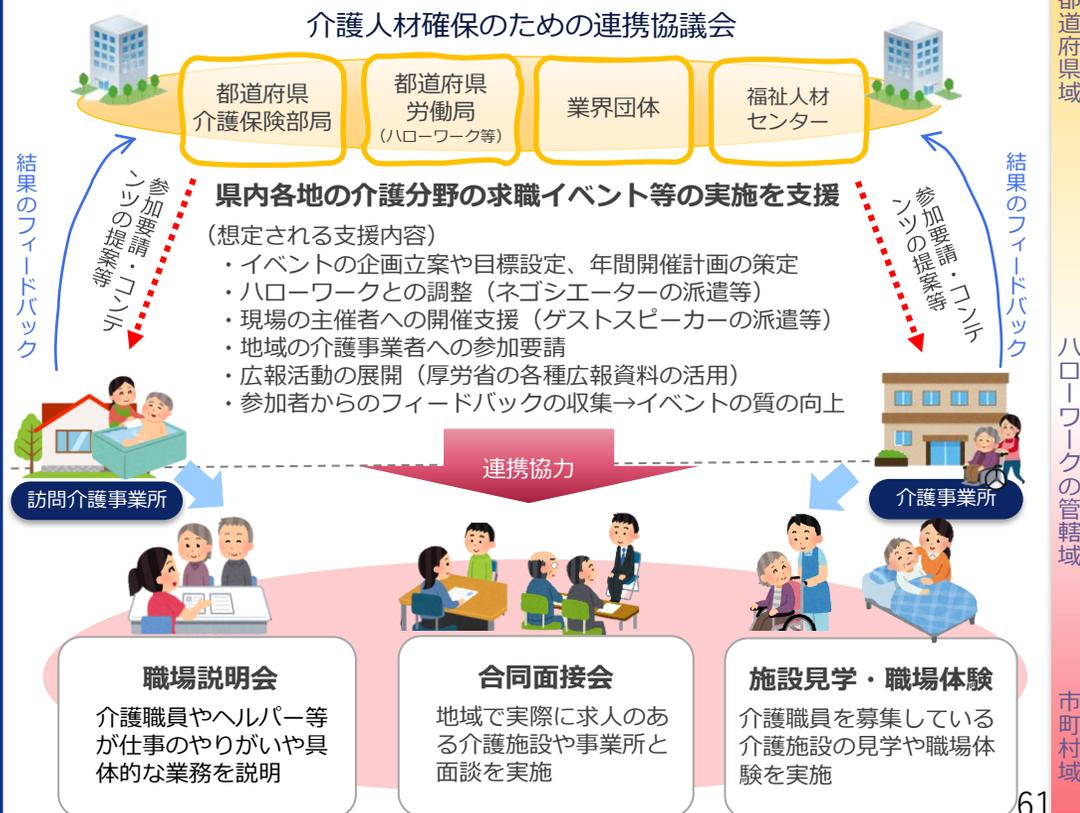
(4) 補助率及び事業スキーム

【事業スキーム】

補助率（定額）



3 事業のイメージ図



令和7年度概算要求額 58百万円（一） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

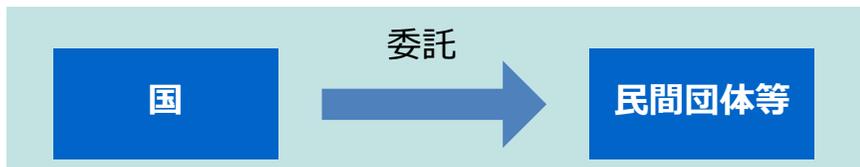
- 訪問介護などに従事するヘルパー不足は、介護人材の中でも特に顕著であり、人材確保が急務である。
- 訪問介護事業所への就業希望者が少ない理由として、「一人で訪問してケアを提供することに対する不安が大きい」ことや「サービス内容ややりがいを伝える機会が少ない」ことなどが指摘されている。
- このため、ヘルパーの仕事のやりがいや実際のケアのイメージなど仕事の魅力について、学生をはじめ、介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人などに広く周知するために、ヘルパーに関する広報事業を実施し、ヘルパーの人材確保を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

【実施内容】

- ・ 周知用リーフレット・パンフレット・学習用漫画の作成・発送
→ ヘルパーの業務内容やキャリア、実際に働かれている人の声などをまとめたもの
- ・ 周知ポスターの作成・発送
→ ヘルパーをテーマにした職業PR
- ・ 広報動画作成
→ ヘルパーの一日に密着した動画・Youtube掲載

【スキーム・実施主体】



令和7年度概算要求額 2.4億円（1.6億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 1.1億円

1 事業の目的

- 介護職員等処遇改善加算について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促進を引き続き強力に進めるため、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

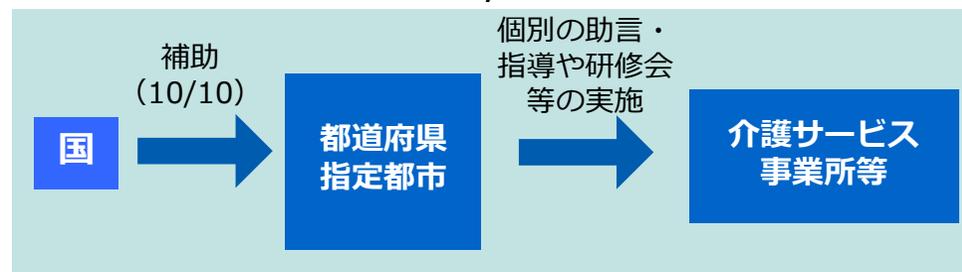
成果目標

- 本事業により、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、個別の助言・指導等を実施し、加算の算定率の向上を図る。

所要額

- 介護保険事業費補助金：195,114千円（105,742千円）
- 要介護認定調査委託費：49,767千円（49,647千円）

○事業スキーム（補助事業：195,114千円）



○事業スキーム（委託事業：49,767千円）



地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和7年度概算要求額 252億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては地域のニーズ等に適したメニューの充実や、令和6年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。
- 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。

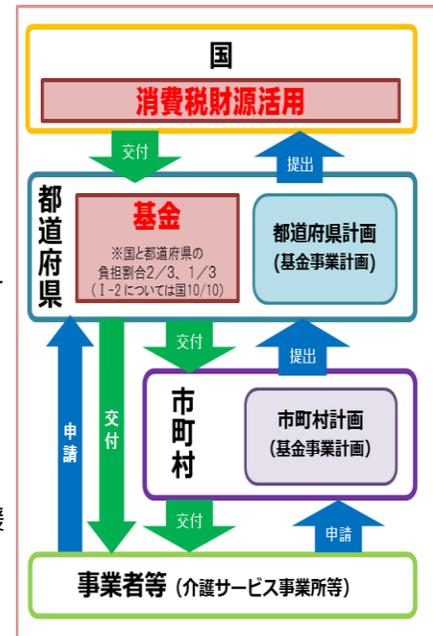
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

＜実施主体等＞



＜令和5年度交付実績＞ 38都道府県

令和7年度概算要求額 12億円+事項要求（国土強靱化分） **（12億円）** ※（）内は前年度当初予算額

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく社会福祉施設等の耐震化等については、予算編成過程で検討

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

| 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|------|---|-----|
| 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 | 定額補助 | ○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満） 等 | なし |

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

| 施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ） | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|------|------------|------------------|
| 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院 | 定額補助 | 1,540万円/施設 | 80万円/施設 |
| 小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等 | | 773万円/施設 | ただし、非常用自家発電設備はなし |

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

（令和5年度補正予算により追加）

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保等のため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

| 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|-----------------------------|----------------|-------------|
| 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | 総事業費6,160万円/施設 | 総事業費80万円/施設 |

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

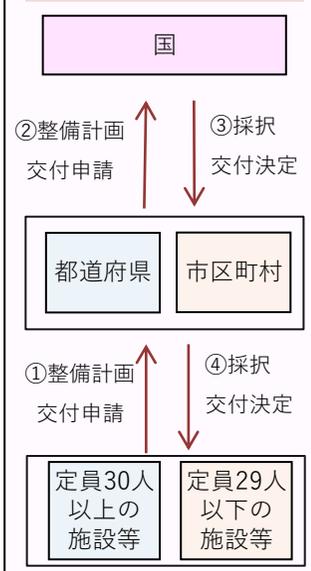
| 非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii） | 施設種別 | 補助率 | 区分 | 上限額 | 下限額 |
|--------------------------------|---|-----------------------------|----|-----|--------------|
| | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | i | なし | 総事業費500万円/施設 |
| 給水設備 | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 | 国 1/2 | ii | なし | 総事業費80万円/施設 |
| | 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 | 自治体 1/4 | | | |
| | 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等 | 事業者 1/4 | | | |

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いため、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。

| 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|-----------|-----------------------------|----------|-----|
| ブロック塀等の改修 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | なし | なし |
| 換気設備 | 定額補助 | 4,000円/㎡ | なし |

補助の流れ



<令和5年度交付決定>
465自治体

令和7年度概算要求額 22億円（25億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護保険制度の適正な運営を図るため、自立支援・重度化防止に向けた高齢者の社会参加など老人保健福祉サービスの実施や、虚弱高齢者に対する予防、認知症施策、介護人材確保対策などに関し、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究に取り組む必要がある。
- 本事業は、これらの検討を行うために必要な先駆的、試行的な調査研究事業等に対する所要の助成を行うものであり、今後の介護保険制度の適正な運営及び老人保健福祉サービスの一層の充実に資するために必要な経費である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

成果目標

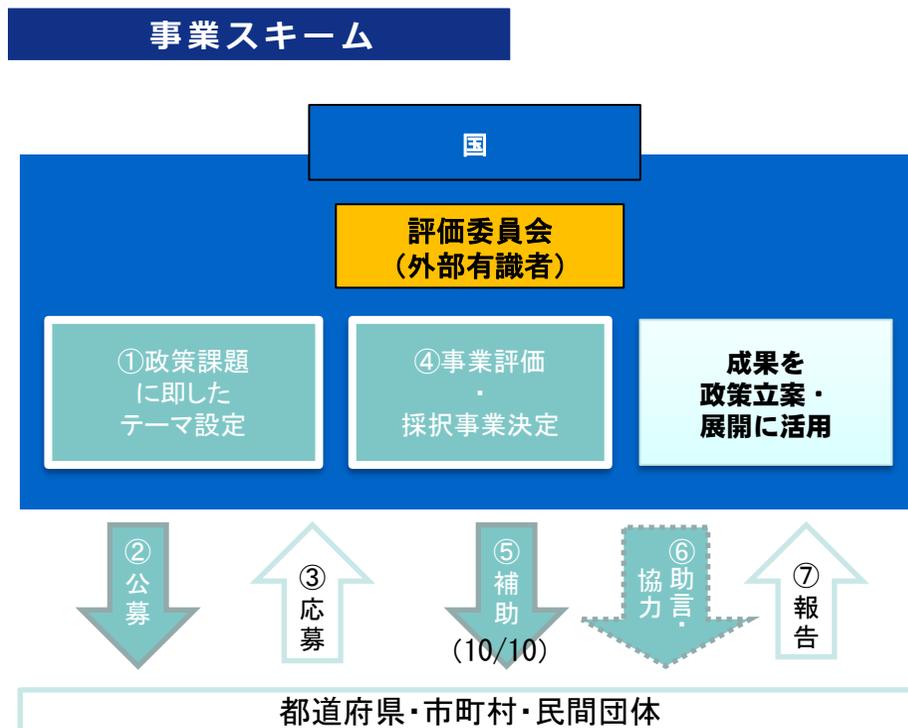
・高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。

・国の政策課題に即して設定した全調査研究課題（テーマ）数に対し、1件以上採択する。

【参考：過去の実績等】

| | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度予算額(A) | 24.2億円 | 25.7億円 | 24.7億円 | 24.7億円 | 24.7億円 |
| 調査研究テーマ数 | 195テーマ | 185テーマ | 168テーマ | 154テーマ | 144テーマ |
| 採択事業数(B) | 181事業 | 179事業 | 152事業 | 153事業 | 146事業 |
| テーマ数に対して採択した割合 | 90% | 95% | 90% | 98% | 97% |

事業スキーム



令和7年度概算要求額 1.3億円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2 事業の概要・スキーム

- 事業主体：都道府県
- 補助率：1/2
- 補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
- 令和5年度事業実施：44都道府県

1. 【未然防止】のための支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催（2017年～）

高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成（2017年～）

- ・高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する理解、通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
- ・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）（2019年～）

養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応（悪化防止）】のための支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修（2007年～）

- ・施設長など介護施設内において指導的立場にある者等を対象に、職員のストレス及びハラスメント対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

③看護職員研修（2007年～）

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

④市町村職員等の対応力強化研修（2017年～）

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

⑤権利擁護相談窓口の設置（2007年～）

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者や介護職員等からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

⑥ネットワーク構築等支援（2017年～）

高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居室確保等に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

虐待対応実務者会議等の設置（2020年～）

- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定（再発・未然防止策等）の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に係る指導等のための専門職の派遣

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和7年度概算要求額 30百万円 (40百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

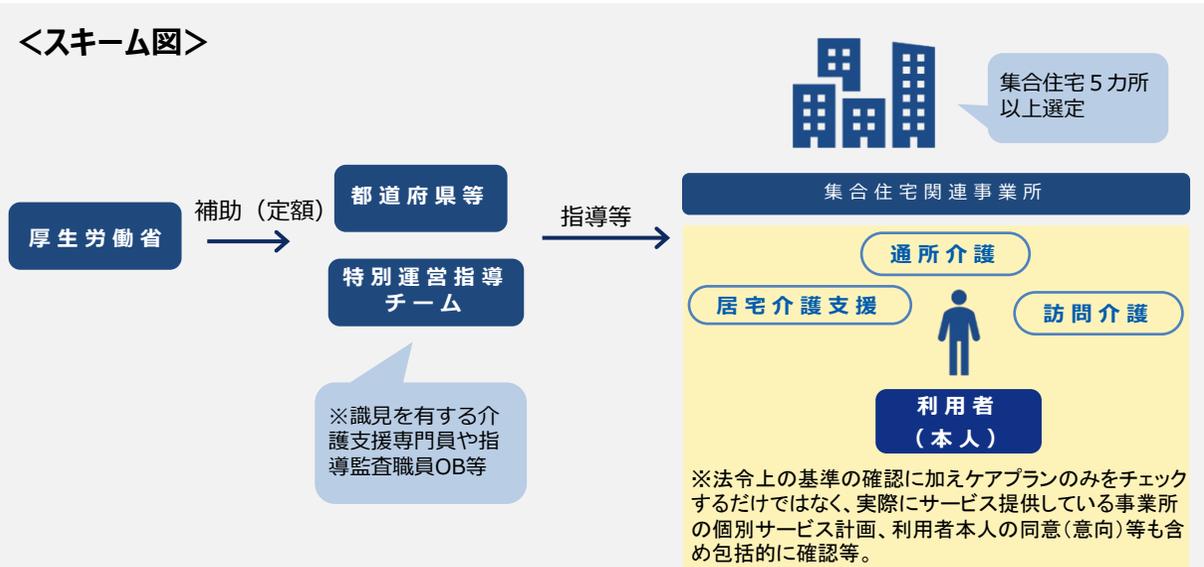
1 事業の目的

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下、「集合住宅」という。）等に併設している介護サービス事業所の行政処分の割合は、併設以外と比較して多くなっているという実態がある。
- このため、主として集合住宅に入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所（以下、「集合住宅関連事業所」という。）への重点的な運営指導が可能となるよう、都道府県及び市町村における指導体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 集合住宅関連事業所を指導対象として重点的に選定し、識見を有する介護支援専門員や自治体職員OBを交えた特別運営指導チームを組織して指導・監査等に臨む。
* 事務受託法人への一部委託可能。

<スキーム図>



成果目標

- 利用者の困り込みをしていると考えられるサービス事業者に着目し、サービス提供にかかるケアプランの見直し等に基づく返還等により介護給付費の削減を図る。
- 同一自治体内での他の集合住宅関連事業所が行う過大サービス提供への抑止力及び牽制
- 自治体における効果的指導手法の確立
→ 好事例は全国会議等で紹介

実施主体等

- ◆ 実施主体 都道府県、市町村
- ◆ 補助上限 1自治体 250万円（定額）
※実施回数が多い自治体は600万円

自然災害等発生時の対応力強化推進事業

（旧：感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する研修等支援事業）

令和7年度概算要求額 20百万円（20百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和6年度介護報酬改定においては、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を設けることとなった。
- 義務化された業務継続計画に一層の実効性を持たせるためには、大規模災害や感染症発生時においても迅速に行動ができるよう、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行うとともに、最新の知見や地域の特性を踏まえた実効的な内容となるよう定期的に見直すことが重要である。
- 令和6年能登半島地震における課題をニーズ調査等により明確にするとともに、福祉避難所に指定された介護施設・事業所に対して、地域の特性等を踏まえた業務継続計画の策定や定期的な見直しに資する研修、訓練（シミュレーション）を実施し、危機発生時の対応力を強化する。

2 事業の概要・実施主体等

所要額

研修・訓練（シミュレーション）の実施
要介護認定調査委託費：20,000千円

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



3 スキーム

【事業者・従事者への支援】



【事業内容】

- 福祉避難所に指定された介護施設や事業所及び介護従事者が地域の特性を踏まえた実効的な業務継続計画の策定や定期的な見直しに資する研修を実施する。
- 危機発生時のシミュレーション訓練の他、災害時情報共有システムへの入力訓練や食料や感染症対策に係る物資の備蓄状況の管理の促進、非常用電源の点検・管理の促進するとともに、危機発生時の対応力を強化する。

令和5年度研修参加者：【事業者・従事者への支援】143事業所

【事業所への支援】23,395事業所

4 その他

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において以下の課題あり。

- 介護サービス事業所において、業務継続計画が早期に策定されるよう、既存の調査も活用しつつ、計画の策定状況を毎年度調査し、周知及び必要な支援に取り組むべきである。
- 研修や訓練（シミュレーション）の実施状況に加え、訓練の実施に当たっての地域住民との連携状況についても毎年度調査を行うとともに、住民を含めた地域全体での取組を促すため、好事例の横展開等の対応を検討していくべきである。

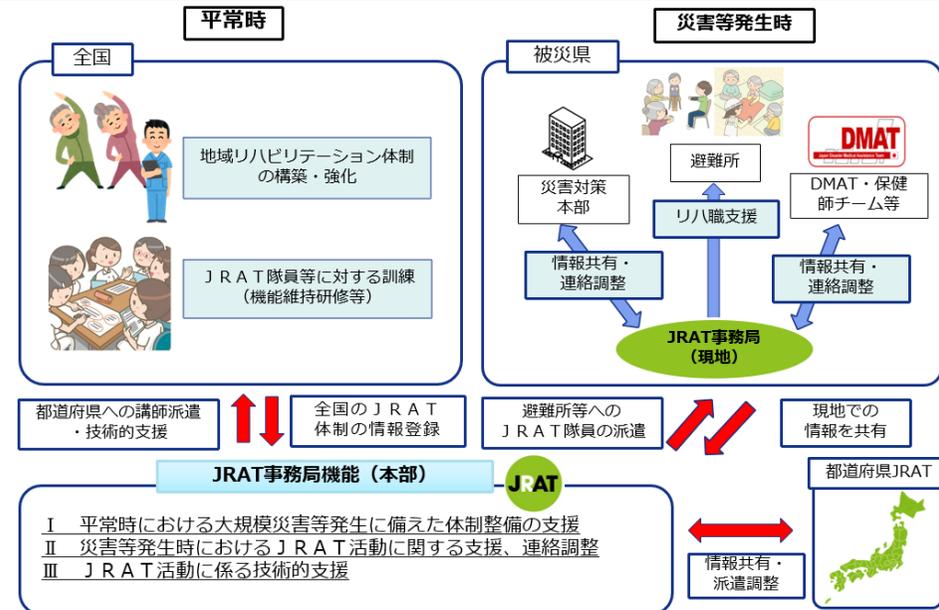
令和7年度概算要求額 39百万円 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時のリハビリテーション機能を維持するためには、平時からの都道府県の地域リハビリテーション体制の構築と、災害発生時における生活環境の変化に伴う、避難先での高齢者等のADL低下予防 (生活不活発病の予防) に係る支援や、高齢者等が安全に活動できる生活環境の確保が重要である。
- 令和6年の能登半島地震におけるリハビリテーション支援活動を通じて、避難所等への支援の強化等の課題が明らかになったため、日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT) の体制を整備し、その養成を行う必要がある。
- 具体的には、今後は厚生労働省の委託事業としてJRAT事務局を設置し、平常時においては、大規模災害に備えたJRATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施や、都道府県の地域リハビリテーション体制の構築・強化を行い、災害発生時においては、全国のJRAT活動に関する支援、連絡調整等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- JRAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - I 平常時における大規模災害等発生に備えた体制整備の支援
 - ① 都道府県への講師派遣等による地域リハビリテーション体制の構築・強化
 - ② JRAT隊員等に対する訓練 (機能維持研修、養成研修等)
 - ③ 全国のJRAT体制の情報登録 等
 - II 災害等発生時におけるJRAT活動に関する支援、連絡調整
 - ① 現地へのJRAT隊員の派遣
 - ② 被災地の関係者 (被災地のJRAT総括者、被災地の災害対策本部、DMAT事務局、保健医療体制、その他の支援チーム等) との情報共有・連絡調整
 - ③ 全国のJRATとの情報共有 (派遣調整の支援)
 - ④ 災害後の報告書作成・周知 等
- III JRAT活動に係る技術的支援
 - ① 派遣調整システムの活用 等



3 実施主体等

- ・ 厚生労働省が選定した委託事業者が実施

東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置（復興）

令和7年度概算要求額 5.5億円（7.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村）が、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者について、第一号保険料や利用者負担の免除措置を行った場合の財政支援を行うことで、当該保険者の介護保険事業運営の安定化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

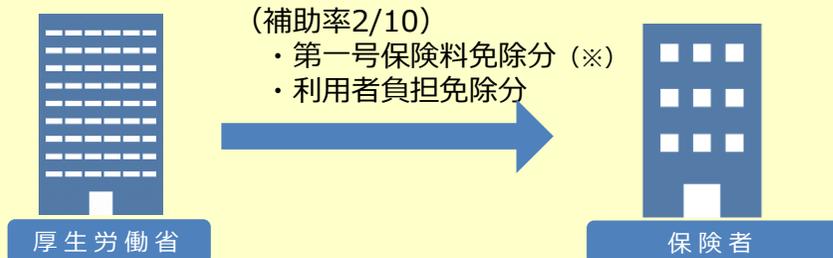
保険者（市町村）が、東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の保険料や利用者負担の免除措置を延長する場合に、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

負担割合：国10/10

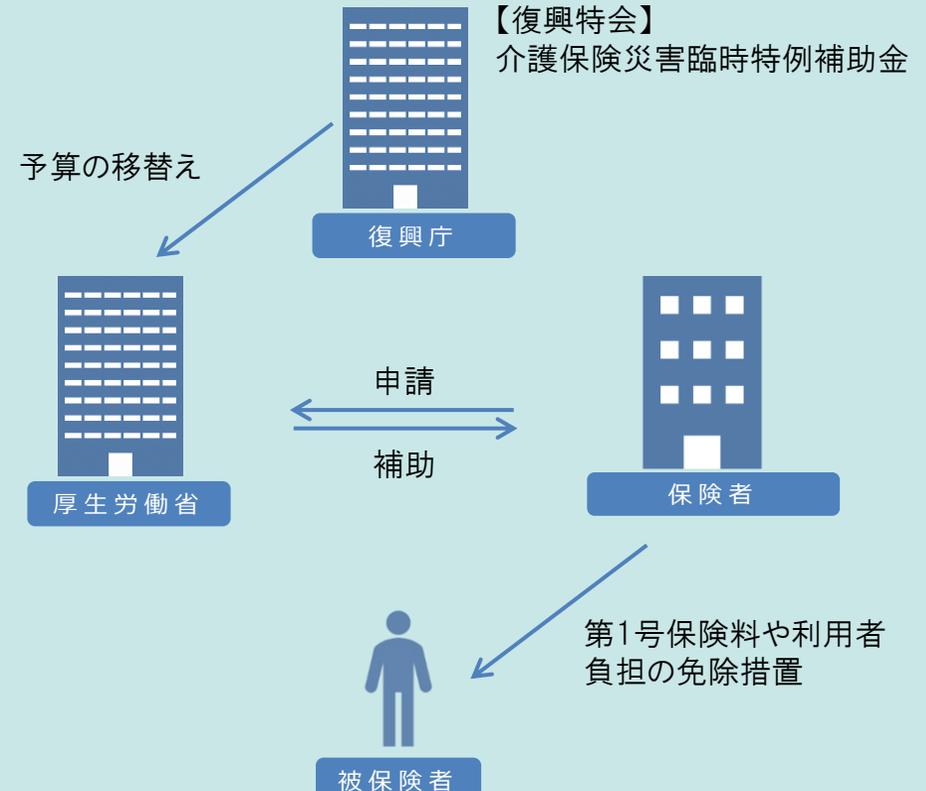
※ 財源構成割合（復興特会：特別調整交付金）は、令和3年度以降は2：8。

【事業スキーム】



※ 第二号保険料免除分は医療保険制度で予算計上

【事業イメージ】



東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域(注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により**全額を財政支援**(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険等における仕組み)

避難指示区域等

【平成24年度～令和5年度】

- 窓口負担・保険料の免除を**延長**
- 平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の上位所得層(注3)以外の住民については、保険料の半額を免除(令和5年度)
- 国により**全額を財政支援**(復興特会及び特別調整交付金)
- **避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民**
 - ・平成26年10月以降順次、特別措置の対象外(注4)
 - ・本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能(注5)

特定被災区域(避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を**延長**
- 国により**全額を財政支援**(特別調整交付金)

【平成24年10月～】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能(注5)
- ※令和5年度は、保険料は、半額を免除した場合のみ
- ※令和6年度から、保険料の免除は終了

【令和6年度】

- ① **帰還困難区域の住民及び平成28年～令和6年3月31日までの間に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民**
 - 窓口負担・保険料の免除をさらに**1年延長**
 - 国により**全額を財政支援**(復興特会及び特別調整交付金)
- ② **平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の上位所得層以外の住民**
 - 保険料の免除を終了、窓口負担の免除はさらに**1年延長**
 - 国により**全額を財政支援**(復興特会及び特別調整交付金)
- ③ **平成27年に避難指示区域等の指定が解除された区域等の上位所得層以外の住民**
 - 保険料の半額を免除、窓口負担の免除はさらに**1年延長**
 - 国により**全額を財政支援**(復興特会及び特別調整交付金)
- ④ **令和元年度までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の上位所得層**
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担の免除が可能(注5)
- ⑤ **④以外の区域の上位所得層**
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の免除が可能(注5)

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

(注4) 平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は平成29年10月から、令和元年度に避難指示が解除された区域等の上位所得層は令和2年10月から、令和4年度及び令和5年4月1日に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は令和5年10月から、令和5年4月2日以降令和5年度に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域(富岡町の一部及び飯館村の一部)の上位所得層は令和6年10月から特別措置の対象外とする。

(注5) 本来の制度により、窓口負担・保険料の減免を行った場合、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

(※1) (注1)・(注2)区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から、平成27年度から7:3に、平成29年度から6:4に、令和元年度から4:6に、令和2年度から2:8に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、平成27年度から9:1に、平成29年度からは8:2に、令和元年度からは6:4に、令和2年度からは4:6に、令和3年度からは2:8に変更。

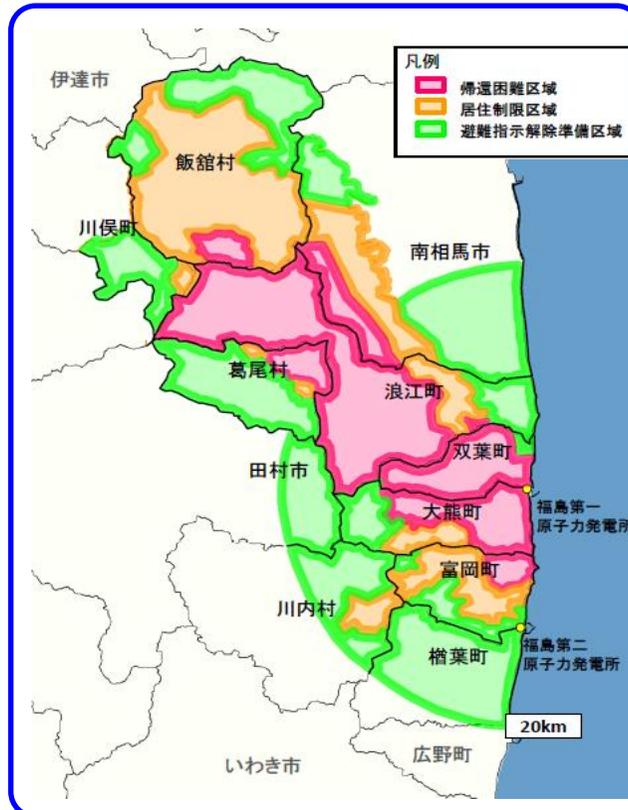
避難指示区域等の解除・再編の経過

- 旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成26年度に解除された旧避難指示解除準備区域(田村市の一部及び川内村の一部)及び特定避難勧奨地点(南相馬市の指定箇所)の上位所得層は平成27年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成27年度に解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等の上位所得層は平成29年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 令和元年度に解除された区域等の上位所得層については、令和2年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 令和4年度及び令和5年4月1日に解除された区域等の上位所得層については、令和5年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 令和5年4月2日以降令和5年度中に解除された区域等の上位所得層については、令和6年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。

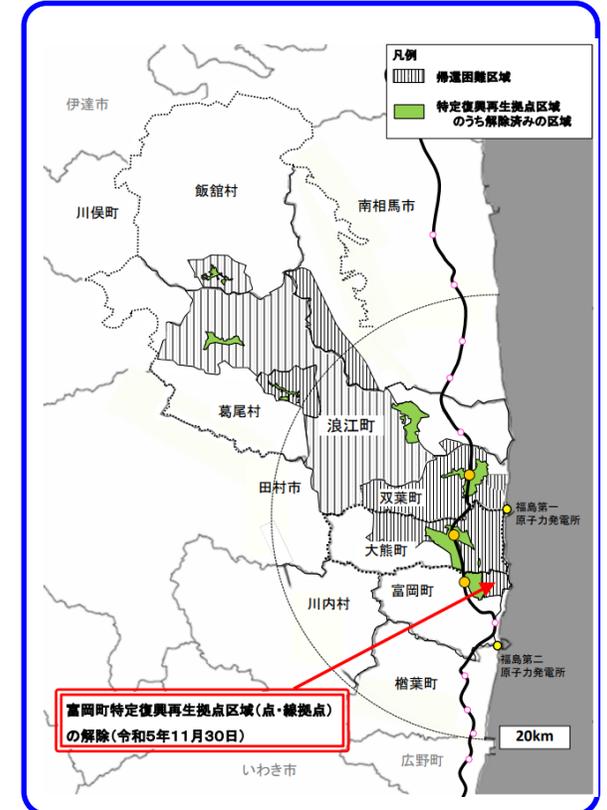
東日本大震災発生当初



平成25年8月の状況



令和5年11月の状況

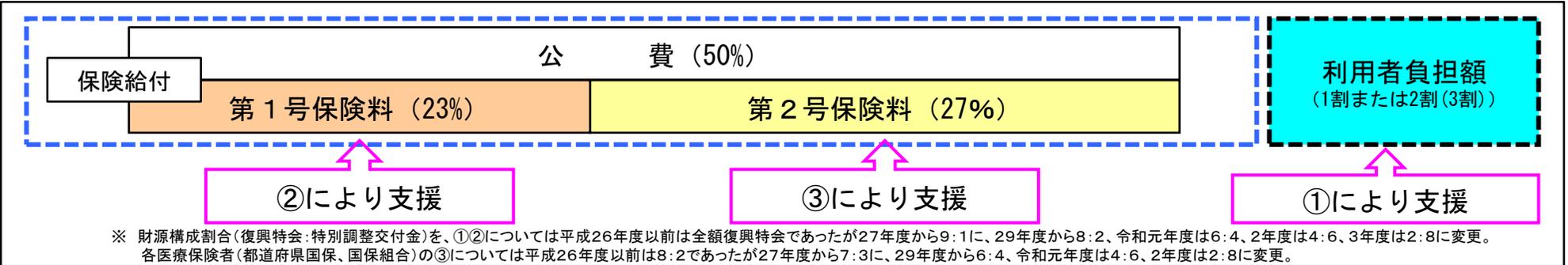


【参考】東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置

令和7年度概算要求案 6.0億円
 { 東日本大震災復興
 特別会計 }

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。（※上位所得者とは、被保険者個人の合計所得金額633万円以上の者）

| | | |
|---------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 利用者負担 免除関係 | ①避難指示区域等の被保険者等の利用者負担額の免除に対する財政支援 | ()内は前年度当初予算額 2.2億円 (3.7億円) |
| | ②避難指示区域等の被保険者等の第1号保険料の免除に対する財政支援 | 3.3億円 (4.2億円) |
| 保険料 減免関係 | ③避難指示区域等の被保険者等の第2号保険料の免除に対する財政支援 | 0.5億円 (0.6億円) |



【令和6年度からの見直し内容について】

- ・令和5年以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象とする。また、避難指示区域等の指定が解除されてからの期間をきめ細かく考慮して施行することとした。
- ・被保険者の急激な負担増を防ぐ観点から、複数年にかけて段階的に見直す。
- ・保険料については、見直し開始年度は保険料の半額の免除に対して財政支援を実施する。
- ・利用者負担については、見直し開始年度及び見直し開始年度の次年度については、被保険者等の利用者負担の減免に対する全額の財政支援を実施する。

| 震災当時住所を有していた地域 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
|--|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成26年までに解除された地域 広野町、楢葉町(一部)、南相馬市(一部)、川内村(一部)、田村市、特定避難勧奨地点 | ▲ | | | | | | | | | | 終了 |
| 平成27年に解除された地域 楢葉町(残り全域) | △ | ▲ | | | | | | | | | 終了 |
| 平成28年に解除された地域 葛尾村(一部)、南相馬市(一部)、川内村(残り全域) | ○ | △ | ▲ | | | | | | | | 終了 |
| 平成29年に解除された地域 飯館村(一部)、浪江町(一部)、川俣町、富岡町(一部) | ○ | ○ | △ | ▲ | | | | | | | 終了 |
| 平成31年に解除された地域 大熊町(一部) | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ▲ | | | | | 終了 |
| 令和4年に解除された地域 葛尾村(一部)、大熊町(一部※1)、双葉町(一部※1) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ▲ | | 終了 |
| 令和5年に解除された地域 浪江町(一部)、富岡町(一部※1、※2)、飯館村(一部) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ▲ | 終了 |

※1 令和2年に解除された地域を含む。 ※2 令和5年11月に解除された地域を除く。 ○: 全額免除、△: 保険料が1/2免除、窓口負担は全額免除、▲: 窓口負担のみ免除

令和7年度概算要求案 1.0億円（1.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

原子力災害被災地域における医療・介護保険料等の減免措置については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）を踏まえ、被災者の方々の実態を把握している関係自治体の御意見を聞きながら、丁寧に調整を行い、令和5年度から順次、見直すことを決定した。

減免措置の見直しの実施に当たっては、これまで10年以上にわたって免除対象であった被保険者から新たに保険料（税）を徴収するため、滞納によって、市町村の財政状況が悪化しないよう、国・市町村において、以下の取組が必要となる。

- ①国：当該減免措置の見直しを決定をした趣旨を全国の被保険者に周知し、理解いただく必要があることから、相談窓口（コールセンター）を設置し、被保険者が負担なく相談できる体制を整備すること
- ②市町村：収納率低下を防ぐため、通常の保険料（税）の徴収時に比べ、より一層、労力をかけて（あるいは勧奨の頻度を上げて）丁寧にきめ細かく（体制整備を含め）収納・滞納対策を実施する必要があること

上記取組については、関係市町村からも財政支援を強く要望されているところであり、福島県内の12市町村の財政安定化に向けた支援や12市町村以外の福島県内市町村も含めた収納・滞納対策に係る取組に対し、引き続き所要の財政措置を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- ①国分：国（厚生労働省）のコールセンター設置：約0.1億円
：福島県内の12市町村の住民及び福島県以外に居住する対象者の医療・介護保険料等に関する不安や疑問に対応するため、コールセンターを設置。フリーダイヤルとし、負担なく相談できる体制を整備。
- ②市町村分：福島県内市町村が実施する以下の取組について一定の上限を設け補助：約0.85億円
《取組》口座振替等の勧奨通知等（口座振替等による保険料（税）の自動引き落としを推奨するための勧奨通知の作成・送付費用）
収納業務委託（外部の民間業者や国保連合会に収納事務を委託する場合の委託費用）
滞納対策等のための非常勤職員増員（納付相談や滞納処分を実施するために非常勤職員を増員した場合の人件費）
《補助上限額》保険料減免見直し対象市町村：対象人口等を考慮して上限額を設定
避難者の多い県内市町村：対象人口等を考慮して上限額を設定

3 実施主体等

- 実施主体：国（厚生労働省）
県内市町村等（広野町、楡葉町、川内村、田村市、南相馬市、葛尾村、飯舘村、浪江町、川俣町、富岡町、大熊町、双葉町等）
- 補助率：国（復興特会） 10/10

福島介護再生臨時特例補助金（長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業）（復興）

令和7年度概算要求額 99百万円（99百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年3月に東電福島第一原発事故により避難指示が出された区域等では、今後多くの高齢者がこれらの区域で生活を再開することとなる。
- 避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要な不可欠な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、介護施設等に対する運営支援のための措置を講じ、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。

2 事業概要・スキーム

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護提供体制の構築
- 住民帰還の促進、帰還住民の生活不安の解消
- 避難指示が解除された地域における復興の促進

事業スキーム



※国は所要額を福島県に交付

※福島県が実施主体となり、介護施設等に対して運営支援のための助成を実施（令和5年度交付実績：25施設・事業所）

3 事業イメージ

●入所施設

避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。

また、各施設は、介護人材の確保、新規の施設入所を進めるとともに、経営強化を図っていくため、経営の専門家からの助言を受けた上で「経営強化計画」を作成しており、令和6年度においてはこの見直しを行う場合に支援する。

<対象施設>

避難指示解除区域等の介護施設であって、令和2年度に支援を受けている施設（一定の要件を満たすもの）

<助成内容>

介護報酬の減収相当額

※ 運営支援については、入所者数に対する介護職員数の割合に応じて、補助額を補正



●訪問系サービス再開等促進事業

避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。

また、各訪問系サービス事業所に対して、経営強化を進めるため、経営の専門家からの助言を受けた上で、「経営強化計画」を作成することを支援する（計画作成経費は補助対象）。

<対象事業所>

避難指示解除区域内の事業所、避難指示解除区域内にサービスがない場合の外部の事業所

<助成内容>

介護報酬の一定割合（5%）を補助



令和7年度概算要求額 78億円の内数（93億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施）

2 事業の概要・スキーム

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）

社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時的預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

3 実施主体等

【実施主体】 大熊町及び双葉町

【補助率】 定額（国10/10）

【設置箇所数】

3箇所（令和6年4月現在）

※ 岩手県、宮城県は令和元年度で終了
※ 福島県については、福島第一原子力発電所事故により避難先の自治体にサポート拠点を設置しているため、引き続き事業を継続